

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第121期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	株式会社名村造船所
【英訳名】	Namura Shipbuilding Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 名 村 建 介
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀二丁目1番9号
【電話番号】	(06)6543-3561
【事務連絡者氏名】	経營業務本部長代行 向 周
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀二丁目1番9号
【電話番号】	(06)6543-3561
【事務連絡者氏名】	経營業務本部長代行 向 周
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	147,202	137,208	134,887	124,589	111,887
経常利益又は 経常損失 ( ) (百万円)	5,574	9,806	20,275	3,872	16,284
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 ( ) (百万円)	7,311	11,308	20,554	621	18,030
包括利益 (百万円)	4,691	10,356	20,952	699	18,240
純資産額 (百万円)	109,783	98,197	76,391	74,965	56,048
総資産額 (百万円)	214,105	208,201	195,445	174,817	138,122
1株当たり純資産額 (円)	1,573.62	1,410.86	1,097.91	1,077.93	804.74
1株当たり当期 純利益又は 当期純損失 ( ) (円)	106.02	163.88	297.85	8.99	261.05
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	105.47	-	-	8.93	-
自己資本比率 (%)	50.7	46.8	38.8	42.6	40.2
自己資本利益率 (%)	6.8	-	-	0.8	-
株価収益率 (倍)	8.0	-	-	40.2	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,565	3,141	14,237	15,613	11,639
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,470	2,770	6,844	5,595	6,983
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,945	76	432	1,279	3,297
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	104,308	98,176	77,489	66,189	44,256
従業員数 (名)	3,149	3,055	3,055	2,688	2,676

- (注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。  
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
3 第118期、第119期及び第121期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
4 第118期、第119期及び第121期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。  
5 第118期、第119期及び第121期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	83,558	94,653	102,125	100,680	96,092
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	1,950	6,507	6,651	1,102	8,618
当期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	3,332	7,212	6,609	6,577	17,798
資本金	(百万円)	8,108	8,112	8,112	8,135	8,135
発行済株式総数	(千株)	69,020	69,039	69,039	69,100	69,100
純資産額	(百万円)	93,990	86,685	79,186	71,082	52,162
総資産額	(百万円)	158,445	163,423	157,138	135,740	101,244
1株当たり純資産額	(円)	1,359.13	1,252.44	1,143.16	1,025.15	751.05
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	20.00 (10.00)	15.00 (7.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	8.00 (5.00)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失( )	(円)	48.29	104.50	95.76	95.20	257.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	48.04	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	59.2	52.9	50.2	52.2	51.2
自己資本利益率	(%)	3.6	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	17.5	-	-	-	-
配当性向	(%)	41.4	-	-	-	-
従業員数	(名)	1,002	1,032	1,054	1,053	1,041
株主総利回り	(%)	76.0	61.8	56.9	36.7	23.5
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	89.2	102.3	118.5	112.5	101.8
最高株価	(円)	1,214	883	777	698	404
最低株価	(円)	596	497	554	359	173

- (注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。  
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
3 第118期、第119期、第120期及び第121期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
4 第118期、第119期、第120期及び第121期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。  
5 第118期、第119期、第120期及び第121期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
6 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

1911年2月 名村源之助個人により大阪市大正区において名村造船鉄工所の名称のもとに創業  
1931年4月 大阪市住之江区において旧村尾造船所の施設一切を買収し、株式会社に改組、株式会社名村造船所として新発足  
1942年5月 東京事務所開設  
1949年6月 大阪証券取引所に株式上場(資本金800万円)  
1961年9月 鉄構工場新設 陸上部門に進出  
1972年10月 伊万里工場建設起工  
1972年12月 名和産業株式会社を設立(現 連結子会社)  
1974年11月 伊万里工場竣工  
1979年10月 大阪工場の設備売却  
1982年7月 本社を大阪市住之江区から西区に移転  
1983年1月 伊万里事業所(伊万里工場 改称)に海洋陸機工場新設  
1983年7月 玄海テック株式会社を設立(現 連結子会社)  
1983年7月 名村情報システム株式会社を設立(現 連結子会社)  
1985年8月 ゴールデン バード シッピング社を設立(現 連結子会社)  
1986年1月 福岡事務所開設(福岡営業所 改称)  
1986年9月 名村エンジニアリング株式会社を設立(現 連結子会社)  
1988年1月 モーニング ダイダラス ナビゲーション社を買収(現 連結子会社)  
1990年4月 名古屋営業所開設  
1990年10月 事業部制実施  
1992年1月 メックマシナリー株式会社を買収  
1992年3月 鉄構工場(海洋陸機工場 改称)増設  
1992年8月 第一回物上担保付転換社債70億円発行  
1993年3月 転換社債の転換により資本金3,380百万円  
1994年2月 第二回無担保転換社債70億円発行  
1994年3月 転換社債の転換により資本金4,468百万円  
1994年9月 I S O 9001及び J I S 9901 審査登録完了  
1997年2月 福岡営業所開設  
1997年8月 株式会社オリイ株式を公開買付により31.6%取得  
1998年4月 佐賀営業所開設  
1998年9月 名村マリン株式会社を設立(現 連結子会社)  
2000年7月 環境 I S O 14001 審査登録完了  
2000年12月 株式会社オリイとメックマシナリー株式会社は合併し、オリイメック株式会社が発足  
2001年3月 函館どつく株式会社に資本参加  
2003年11月 オリイメック株式会社株式を公開買付により、議決権比率87.1%取得  
2004年4月 オリイメック株式会社を株式交換により、完全子会社化  
2004年6月 第三者割当増資(約38億円)を実施(資本金6,384百万円)  
2006年2月 伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第一次大型設備投資)  
2006年12月 第三者割当増資(約34億円)を実施(資本金8,083百万円)  
2007年7月 伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第二次大型設備投資)  
2008年3月 函館どつく株式会社(現 連結子会社)の第三者割当増資の全額引受けにより、議決権比率88.7%取得(追加取得により現在議決権比率89.9%)  
2013年7月 東京証券取引所および大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場  
2014年10月 佐世保重工業株式会社(現 連結子会社)を株式交換により、完全子会社化  
2017年11月 エヌウェーブ ベトナム社を設立(現 連結子会社)  
2018年10月 オリイメック株式会社を株式会社アマダホールディングスに全株譲渡  
2018年10月 大阪営業所開設

### 3 【事業の内容】

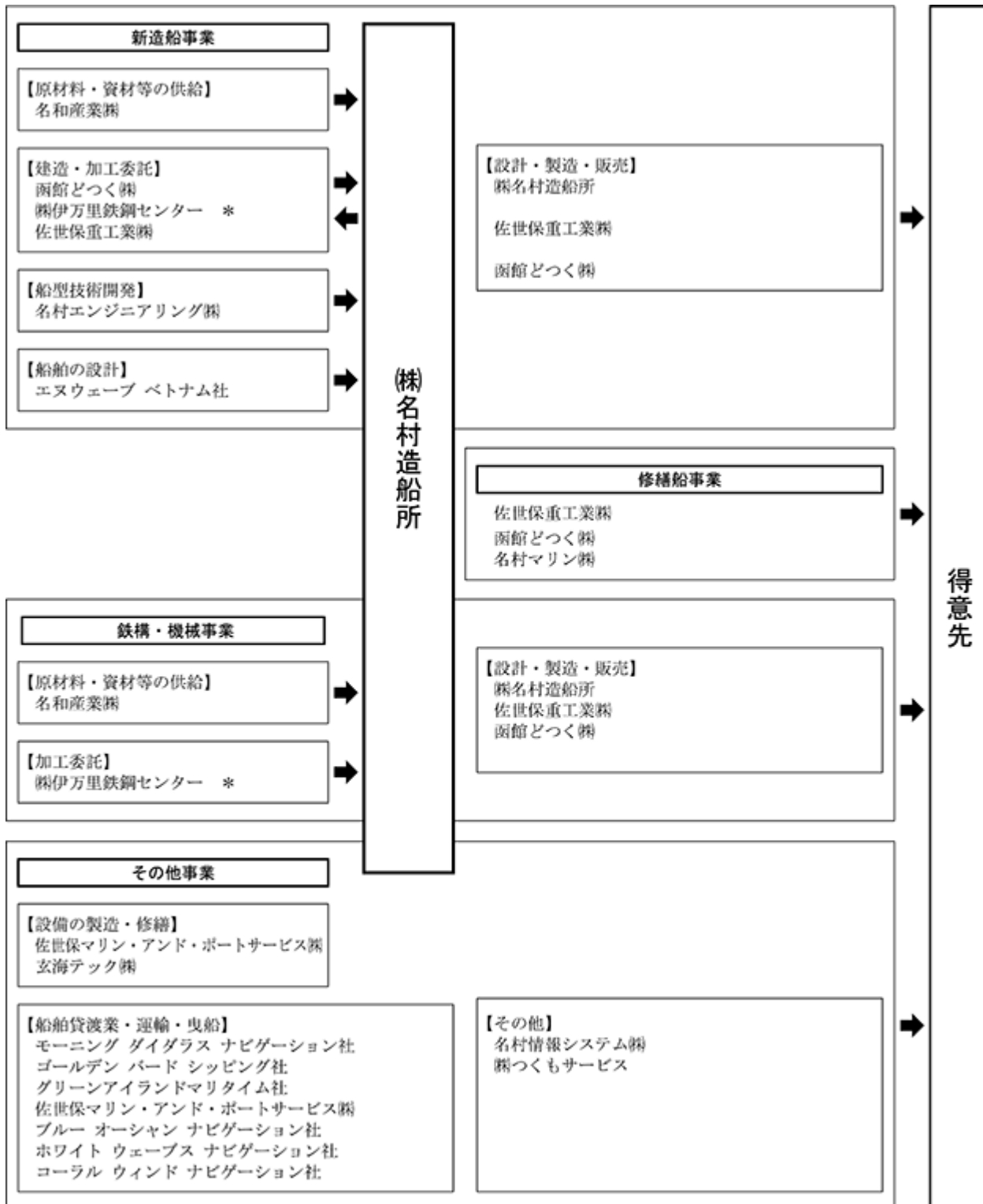
当企業集団は、株式会社名村造船所(当社)、子会社18社及び関連会社4社より構成されており、船舶、機械及び鉄鋼構造物の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としているほか、これらに付帯する業務等を営んでおります。

当企業集団の事業に係る位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

なお、次表の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメント区分と同一であります。また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

- (新造船事業) 当社、佐世保重工業(株)(連結子会社)及び函館どつく(株)(連結子会社)が、各種船舶の製造販売を行っております。  
製造につきましては、鋼材ショット加工を(株)伊万里鉄鋼センター(関連会社)に委託しております。  
船舶資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入を行っております。  
船型の技術開発の一部につきましては、名村エンジニアリング(株)(連結子会社)が行っております。  
船舶の設計の一部につきましては、エヌウェーブ ベトナム社(連結子会社)が行っております。
- (修繕船事業) 佐世保重工業(株)(連結子会社)及び函館どつく(株)(連結子会社)は、船舶の修繕を行っております。  
名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の修繕を受託しております。
- (鉄構・機械事業) 当社及び函館どつく(株)(連結子会社)が、製造販売を行っております。  
資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入を行っております。  
佐世保重工業(株)(連結子会社)において、クランク軸等の船舶用機器などの製造を行っております。
- (その他事業) 名村情報システム(株)(連結子会社)は、ソフトウェア開発、情報機器の販売を当社及び関係会社に対して行っております。  
玄海テック(株)(連結子会社)は、当社及び関係会社より、設備の保全、保安業務を受託しております。  
名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の保守及びアフターサービスを受託しております。  
モーニング ダイダラス ナビゲーション社(連結子会社)、ゴールデン バード シッピング社(連結子会社)、グリーン アイランド マリタイム社(連結子会社)、ブルー オーシャン ナビゲーション社(連結子会社)、ホワイト ウェーブス ナビゲーション社(連結子会社)及びコーラル ウィンド ナビゲーション社(連結子会社)は、船舶貸渡業を営んでおります。  
佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)(連結子会社)は、曳船業務に従事、また佐世保重工業(株)(連結子会社)より設備の保全、保安業務を受託しております。  
(株)つくもサービス(連結子会社)は、佐世保重工業(株)(連結子会社)の工場の警備、事務等の受託業務及びゴルフ場の運営を受託しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



注) 1. →は製品等の流れを表しております。  
2. 無印は連結子会社、\*印は持分法適用会社です。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 佐世保重工業(株) (注) 4	長崎県 佐世保市	8,414	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	100.0	当社からの新造船の受託建造を行っております。 役員兼任4名 (うち当社従業員1名)
佐世保マリン・ アンド・ ポートサービス(株)	長崎県 佐世保市	50	その他事業	100.0 (100.0)	佐世保重工業(株)建造船等の曳船、工場設備の保全 業務及び運輸業務を行っております。
(株)つくもサービス	長崎県 佐世保市	10	その他事業	100.0 (100.0)	佐世保重工業(株)の工場の警備、事務等の受託業務 及びゴルフ場の運営を請負っております。
函館どつく(株) (注) 4	北海道 函館市	4,746	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	89.9	当社からの新造船の受託建造を行っております。 役員兼任4名 (うち当社従業員1名)
名和産業(株)	佐賀県 伊万里市	80	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業	100.0	当社及び関係会社に対し原材料を販売しておりま す。 役員兼任4名 (うち当社従業員3名)
玄海テック(株)	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社及び関係会社の設備保全工事を請け負って おります。 役員兼任3名 (うち当社従業員2名)
名村情報システム(株)	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社及び関係会社に対してソフト開発及び情報機 器を販売しております。 役員兼任2名 (うち当社従業員2名)
名村マリン(株)	佐賀県 伊万里市	10	修繕船事業 その他事業	100.0	当社の船舶の修繕・保守及びアフターサービスを 請け負っております。 役員兼任4名 (うち当社従業員4名)
モーニング ダイダラス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 150	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
ゴールデン バード SHIPPING社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 503	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
グリーン アイランド マリタイム社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
名村 エンジニアリング(株)	佐賀県 伊万里市	20	新造船事業	100.0	当社船型の技術開発を行っております。 役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
エヌウェーブ ベトナム社	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	千米ドル 450	新造船事業	100.0	当社の船舶の設計を請け負っています。 役員兼任2名 (うち当社従業員2名)
ブルー オーシャン ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 100	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
ホワイト ウェーブス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
コーラル ウィンド ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任3名 (うち当社従業員3名)
(持分法適用関連会社) (株)伊万里鉄鋼センター	佐賀県 伊万里市	200	新造船事業 鉄構・機械事業	20.0	当社鋼材のショット加工を行っております。 役員兼任1名 (うち当社従業員1名)

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有又は被所有割合」欄の( )内は間接所有の割合であります。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 特定子会社であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	1,517
修繕船事業	342
鉄構・機械事業	139
その他事業	362
全社(共通)	316
合計	2,676

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
2 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,041	39.6	16.6	5,306

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	883
鉄構・機械事業	61
全社(共通)	97
合計	1,041

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は次のとおりであります。

組合名称	所属上部団体
名村造船労働組合	日本基幹産業労働組合連合会
なむら支部	全日本金属情報機器労働組合

当企業集団の労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略・経営指標等

当社グループは、中核である新造船事業においては、当社、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の造船3社の統合効果の最大化により、コスト削減と性能・品質・サービスの一層の改善や充実により顧客満足度を高め、他社との差別化を図ってまいります。

新造船事業にとって避けることができない大きな需要変動に企業集団として対応するため、修繕船事業、鉄構・機械事業など非新造船事業のより一層の強化によるグループの事業基盤再編・強化を図り、長期的視野に立ったグループ経営により収益力の安定と向上、造船専門各社との差別化に努めてまいります。また、修繕船、鉄構・機械などの非新造船事業の収益力を強化し、造船専門各社との差別化を図るなど事業分野・事業形態の多様化や再構築に積極的に取り組み、収益の安定化と健全な財務体質の維持に努めてまいります。

海洋立国である日本のさらなる経済成長の一翼を担う造船事業者、修繕事業者、海事事業者、社会インフラ事業者として、株主、顧客などお取引先の皆様から信頼され、成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保に努めてまいります。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

##### 新造船事業

世界の新造船市場においては、不安定な海運市況や環境規制強化による船舶の陳腐化リスクを見定めたいとして新規発注を手控える動きに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による世界経済の大きな落ち込み懸念により引合いは殆ど途絶え、各国造船所の手持工事量は減少の一途をたどっております。また、環境規制強化に対応するために新造船の建造コストは増加しており、市場船価と造船所が希望する船価とのミスマッチは解消しておりません。需給のアンバランスが拡大する中で、中国、韓国の最大手造船所の経営統合計画や中国での国営造船所集約による巨大造船所グループの発足、また国内においても今治造船株式会社によるジャパンマリン ユナイテッド株式会社への資本参加と両社間の営業・設計での業務提携を発表するなど、世界的に業界再編と供給力調整の動きも活発化しております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた世界経済の後退により、海運市況の回復にはしばらく時間がかかると見込まれ、各国造船所の統合や淘汰などさらなる業界の再編が進むことも考えられます。

厳しい業界環境下で当社グループの造船3社は、統合効果の最大化を達成するために新造船建造体制の再編と運営の一体化を加速させ、競争力の強化と需要変動に柔軟な対応が可能な体制の構築に全力を尽くしております。特に当社伊万里事業所と佐世保重工業株式会社においては、地理的に近接しているという条件を生かし、設備の近代化が進んでいる当社の伊万里事業所を主工場とし、艀装関連設備に恵まれた佐世保重工業株式会社の特性を生かした生産体制の再構築に着手しており、本年4月から佐世保重工業株式会社向けブロックの当社製作が本格化いたします。今後はスピード感をもって造船3社の受注・設計・製造・品質保証・資材調達等の一体運営のさらなる強化を図り、競争力のある新造船事業の構築に邁進します。

また、商品開発については、設計、製造、資材調達、営業、品質保証との連携をより強化し、他社との共同開発や共同研究にも積極的に取り組むなど、性能・品質の向上とコスト競争力を両立させて一層顧客満足度を上げるとともに、将来の環境規制強化に向けた研究・開発を進めてまいります。

#### 修繕船事業

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた高度な技術力と立地の優位性を最大限に生かし、安定的な受注量の確保に努めてまいります。修繕船事業の主力である艦艇工事は、年度によって大型案件の多寡による操業の山谷が大きいものの、艦艇の大型化や延命工事の増加が期待されることから、大手造船所との提携により技術力の強化に努めます。官庁船や一般商船、特殊船、漁船等の修繕・改造工事にも積極的に取り組み、ドック回転率の改善による安定収益の確保に努めてまいります。両社で受入態勢の連携強化を進めるためにグループ全体としての統括運営機能を創設し、両社の協力体制をより一層向上させる取り組みも開始しており、今後も受注量の拡大に取り組んでまいります。

#### 鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う橋梁分野においては新設橋梁の発注量が低水準で推移し、佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野においても新造船需要の回復が見通せない状況であり、厳しい受注環境が続くものと予想されますが、顧客満足度の向上とコスト競争力の強化により安定的収益の維持・拡大に努めます。橋梁分野においては今後確実に需要の増加が見込まれる保全・補修工事への取り組みを強化し、将来にわたる社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、その他の分野においても、これまで培ってきた技術力を生かして新たな分野の開拓にも積極的に取り組み、受注および販路の拡大を図ることで、収益の改善を目指してまいります。

#### その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応できるよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当社グループにおける各事業の役割と責任を明確化し、各事業の収益力とグループ各社への貢献度を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当企業集団の経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のようなものがあります。しかし、以下の記載が事業等のリスクをすべて網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

### 政治・経済情勢

グループの中核である新造船事業におきまして、新造船の需要は海運市況に大きく左右されるため、世界経済の悪化や地政学的リスクの高まりなどの影響により海運市況が低迷した場合、新造船需要が後退し、受注の確保が難しくなります。また、修繕船事業や鉄構・機械事業におきましても、国内外の政治・経済情勢の動向を受けて受注環境が変化します。

新造船需要に関しては、将来の環境規制強化により、数多くの船主は規制対応を見定めたいと新規投資を手控える動きを続けており、加えて2020年に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により世界経済は急速に悪化し、ドライ貨物を中心に海運市況は大きく落ち込みました。コロナ禍の収束を見通すことが困難であることにより、今後も海運市況は不透明な状況が続き、市況回復にはしばらく時間がかかると予想されます。

そのような中、商品力アップのため、将来の環境規制に適合した新たな船型開発を中心に、燃費性能、品質の向上など、将来の市場のニーズに応える高品質な商品の研究・開発に幅広く取り組んでまいります。

### 事業環境・競争環境

新造船市場は国内外造船所との受注競争に晒されておりますが、加えて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により新造船需要の回復が極めて見通し難い中、韓国・中国造船所が仕事量確保を優先し安価な船価を提示するなど、少ない案件をめぐる熾烈な受注獲得競争により、低船価の状況が続いております。

その一方で、韓国の最大手造船所の経営統合計画や中国での国営造船所集約による巨大造船所グループの発足、また国内においても今治造船株式会社によるジャパン マリンユナイテッド株式会社への資本参加、双方の営業・設計での業務提携の発表など、世界的にも業界再編との動きが活発化しております。

当社グループにおきましては、国内の他社との戦略的提携を視野に入れつつ、将来を見据え、名村造船所伊万里事業所、佐世保重工業、函館どつくの3造船所の統合効果の最大化を目標に新造船建造体制の再編と運営の一体化を加速し、建造コストの削減をはじめ競争力の強化を目指してまいります。

また、新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要します。厳しい受注環境下において仕事量確保のためやむを得ず受注する場合や将来を見据えて戦略的に受注する場合などは赤字受注となることもあり、受注時点で工事損失引当金を計上する場合があります。船価の建値はほぼ米ドルであり、売上高及び工事損失引当金の計上額は、為替レート変動の影響を受けます。

当期におきましても、戦略的な受注活動を行い、当連結会計年度末の工事損失引当金は10,485百万円となりました。受注船の完工・引渡等による取崩しにより前期末と比較して3,232百万円減少しております。

厳しい新造船市場の環境下、当社グループ建造船の性能面や品質面での差別化を図るとともにコスト合理化策を進め、損失をミニマイズするように努めてまいります。

### 環境規制

地球温暖化が世界的な問題であることに対応して、船舶から排出される硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などに対して、国際海事機関(IMO)は年限で具体的な排出制限目標を定めております。そのため今後建造される船舶に関しては、本船に新たな機器の据付や船用燃料の切り替えなどの対策を施す必要があり、設計部隊と営業部隊と共同で海運会社を訪問し、排出制限に伴うニーズや顧客の要望事項を的確に情報収集し、複数の具体的な船型開発に取り組んでおります。また、自動運航等の次世代技術の適合を目指す研究開発は急務となっており、規制に対応するための技術革新や船型開発・設計等を中心として製造コストが大幅に上昇しております。

研究開発体制および生産体制をより一層強化する一方で効率化を図るとともに、関連する船用機器メーカーの協力も得つつ、コストダウンにつなげてまいります。

#### 為替動向

新造船事業は輸出比率が高く、受注の大半は米ドル建ての契約であり、売上高および入金額や工事損失引当金は為替レートの変動の影響を受けます。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は830百万米ドル、その平均レートは1米ドル当たり108円57銭であり、グループ全体の連結売上高の約80%を占めております。

為替レート変動の影響を軽減する対策として、為替動向を考慮しながら取締役会で定めた一定の方針に基づき計画的に為替予約を実施しております。しかしながら、急激な円高が生じた場合には、業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 個別受注契約

新造船事業では受注から竣工引渡しまでの期間が長期間に亘るため、その間の経済情勢の変化の影響を受けて、当初見積もりより建造コストが増加する可能性があります。また、建造船は、顧客ごとの仕様要求に応じた受注生産となっているため、受注契約時に十分な事前検討を行っておりますが、当初予期されなかった事柄が後日発生し設計変更や工程遅延等により、建造コストが増加する可能性があります。

主要子会社である佐世保重工業株式会社の新造船事業においては、過年度において生じた工程混乱により業績が悪化し、当連結会計年度においても、納期のずれ込み船の原価が大幅に悪化したこと等により厳しい業績となりました。しかしながら、これらの建造船は完工・引渡済みであり、当連結会計年度末現在では、納期遅延の問題は収束しております。

なお、海運市況悪化のため船主、船会社の業績は厳しくなっておりますが、当社は受注に際して顧客の信用力や風評について情報を収集し、また案件によっては商社を主契約者として顧客の信用リスクを軽減するなど、個別の対応を行っております。

#### 資材調達

主要な原材料・資機材において、価格の急激な変動、国際情勢の急変や災害等による供給不足の問題が生じた場合、製造原価が上昇するのみならず、調達品の納期遅れによる工程遅延等の問題が発生する可能性があります。

特に新造船事業においては船殻構造規則の強化や環境規制に関するルール改正に伴い製造原価が上昇する傾向が続いており、また主要原材料である鋼材価格の動静が製造原価の大きな変動要因になっております。

そのため、日頃より市場動向を注視し、取引先各社と連携して長期安定調達体制を確保するとともに、価格面においてもV A / V E 活動等を幅広く行い、製造原価削減に取り組んでおります。

#### 人材確保・育成

当社グループにおいて人材は重要な経営資源であり、将来を担う人材の採用・育成と円滑な技術・技能の伝承に努めておりますが、労働市場の動向によっては計画通りの人材確保ができず、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 品質保証

当社グループは、品質や安全に関する法令等を遵守し、製品の品質向上に常に努めておりますが、性能に起因する大規模な事故や不具合が発生した場合、損害賠償や訴訟費用等により多額の費用が発生し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 労働安全衛生

当社グループは、事業所及び建設工事現場等における労働安全衛生管理に様々な対策を講じていますが、不測の事故等により重大な労働災害や健康被害が発生した場合には、生産活動に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 災害

当社グループは、大規模な地震や風水害等の自然災害や火災・その他の災害等の発生に備えて設備の点検、訓練の実施、連絡体制の整備などを進めておりますが、このような災害等による生産設備の損壊、物流機能の麻痺等の直接的な被害や、電力不足が解消されないこと等の間接的な被害が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報セキュリティ

当社グループは、事業を通じて入手した取引先等の機密情報や当社グループの設計・技術・営業等に関する機密情報を保有しており、これらの情報の保護に努めておりますが、コンピュータウィルスの感染や不正アクセス等によりこれらの情報が流出あるいは消失した場合、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 投資有価証券の減損

当社グループが保有する投資有価証券のうち、時価のあるものについては時価が著しく下落した場合に、時価のないものについては実質価額が著しく低下した場合に、投資有価証券評価損を計上することがあります。

当連結会計年度においては1,913百万円の投資有価証券評価損を特別損失として計上しております。

保有する投資有価証券については継続保有に資するかを毎年検討しており、保有の意義・合理性が乏しくなると判断される株式については、適宜、縮減を図ってまいります。

#### 固定資産の減損

当社グループが保有する固定資産について、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見通しが低下した場合等に減損損失を計上することがあります。

当連結会計年度においては73百万円の減損損失を特別損失として計上しております。

新造船事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、当社、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の3社を中心としたグループ一体運営を進め、収益力向上と将来キャッシュ・フローの改善につなげてまいります。

#### 感染症の蔓延によるリスク

当社グループの従業員が新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合、工場の操業停止などにより当社グループの事業活動に支障をきたし、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

これら感染症の感染防止のため、当社グループではテレワーク・時差出勤の拡大や国内外の出張禁止、工場における検温の実施等の感染症対策を実施しております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当企業集団(当社および連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当企業集団の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

#### (1)経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦問題による世界経済の減速の影響を受けて製造業を中心に国内景況感が悪化するなど不透明な状況が続く中、本年に入り新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国内外の経済は急激に落ち込み、先行きについても極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

日本造船工業会によりますと、2019年暦年における世界新造船竣工量は前年同期比14.4%増の6,614万総トン、新造船受注量は前年同期比17.7%減の4,149万総トンとなりました。竣工量については2020年7月以降の竣工船が対象となるIMO(国際海事機関)の調和共通構造規則(H-C-S-R)の適用を回避するために駆け込み建造があった影響もあり前年同期よりも大幅に増加しましたが、その反動もあって受注量が前年同期よりも大幅に減少し、世界の新造船手持工事は16年ぶりの低水準となりました。本年度後半から新造船需要には回復の兆しが見え、2020年春節明けの商談の活発化が期待されておりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により世界経済の減速と海運・造船市況の低迷はしばらく続く予想されることから、船主の新造船発注意欲は大きく減退しました。一方、新型コロナウイルスによる急速な景気悪化に対して各国政府が積極的な景気刺激策を打ち出すものと予測され、感染の沈静化とともに世界貿易を担う海上輸送が正常化し、新造船需要も回復することが期待されます。

当企業集団におきましては、当連結会計年度の最重要課題として、中核事業である新造船事業の積年の問題であった佐世保重工業株式会社における工程混乱の後遺症である後続船の納期遅延などの抜本的解決に取り組み、完工・引渡船が2017年は2隻、2018年は4隻にとどまった両年度からのずれ込み船を含め同社は本年度に9隻を完工・引渡し、納期問題をほぼ解決させました。

当連結会計年度の売上高は、中核である新造船事業において、佐世保重工業株式会社が前年度竣工予定船が本年度にずれ込み前年より増収となったものの、当社および函館どつく株式会社は需要環境に合わせて操業度を低下させたことに加え、何れも船価の低い新造船が売上対象となったことで売上総額は減少し、修繕船事業においては佐世保重工業株式会社の国内艦艇の大型定期検査工事が端境期であったこと、前第2四半期連結累計期間まで鉄構・機械事業の主要子会社でありましたオリメック株式会社が当連結会計年度には連結対象外となったこと等により111,887百万円(前年同期比10.2%減)となりました。損益面では、新造船事業において、売上対象船が総じて低船価であった上に佐世保重工業株式会社の当期売上ずれ込み船の原価が大幅に悪化したこと、鋼材など資材価格の高止まりや佐世保重工業株式会社の納期問題解決を最優先させたこともあってグループを挙げて取り組んでおりますコスト合理化計画の進捗が遅れていること、当連結会計年度末の米ドル為替レートが前年末と比較して円高になったことにより工事損失引当金の実質的な繰入額が増加したことなどにより、営業損失は16,022百万円(前年同期は4,114百万円の営業損失)、経常損失は16,284百万円(前年同期は3,872百万円の経常損失)となり、特別損失として投資有価証券評価損1,913百万円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は17,958百万円(前年同期は1,006百万円の純利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は18,030百万円(前年同期は621百万円の純利益)となりました。なお、当社は、保有する連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について8,205百万円の減損処理を行いました。連結決算上は消去されるため、連結業績への影響はありません。

当期末の連結自己資本比率は40.2%、当社単体の自己資本比率は51.2%であります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、「機械事業」につきまして、オリメック株式会社が連結子会社から外れたことにより事業内容の類似性および関連性の観点からセグメント区分の見直しを行い、佐世保重工業株式会社における船用機械事業を第1四半期連結会計期間より従来の「鉄構陸機事業」と統合し、セグメントの名称を「鉄構・機械事業」に変更しております。これにより報告セグメントを従来の「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」および「その他事業」から、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」および「その他事業」の区分に変更しております。

以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較してお

ります。

#### 新造船事業

受注から完工まで1年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しております。

当連結会計年度の売上高は、佐世保重工業株式会社において工程混乱による納期遅延の解決を最優先させたことにより完工が前期から当期にずれ込んだことから、当社グループとして過去最高の竣工量となりましたものの、売上対象船が何れも低船価であったことから、90,174百万円（前年同期比5.6%減）となりました。一方、損益面につきましては、低船価であったことに加えて佐世保重工業株式会社の当期ずれ込み船の原価が予想以上に悪化したこと、グループのコスト合理化計画の進捗の遅れと当連結会計年度末の米ドル為替レートが前年末と比較して円高になったことにより工事損失引当金の実質的な繰入額が予想より増加したことなどの影響により営業損失は15,617百万円（前年同期は4,273百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度におきましては、超大型油送船(VLCC)3隻、大型鉾石運搬船(VLOC)3隻、大型撒積運搬船2隻、中型油送船4隻、中型撒積運搬船6隻、ハンディ型撒積運搬船6隻の合計24隻を完工し、超大型油送船(VLCC)2隻、大型撒積運搬船1隻、中型撒積運搬船6隻、ハンディ型撒積運搬船1隻、小型内航船1隻の合計11隻を受注し、受注残高は138,801百万円（前年同期比34.1%減）となりました。

グループのコスト合理化計画の一環として検討しておりました当社伊万里工場における佐世保重工業株式会社向け大型ブロックの製作は、本年4月1日より本格的に始まりました。船殻重量の50%に相当する平行部ブロックの大部分を伊万里の平行部ブロック専用設備で製作することにより製作費が削減されることに加えて、佐世保重工業株式会社の社外工を操業量に見合った人数に削減することにより製造現場の本社工比率が従来に比べて2倍に改善され、技能のレベルアップと管理密度の改善によるコストダウンや新造船需要減少に弾力的な対応を図ります。

環境規制が国際的に強化される中、次世代を見据えた環境負荷の低い船舶の研究開発に取り組み、LNGを燃料とする世界初の大型石炭専用船の受注が内定しています。本船は環境負荷の低減に向けた有効な手段の一つであるLNGを主燃料として使用することにより、二酸化炭素や硫酸化物等の排出量を大幅に削減しており、低炭素社会の実現に寄与できるものと考えております。

なお、当連結会計年度における売上計上の米ドル額は830百万米ドルで、その平均レートは1米ドル当たり108円57銭であります。

#### 修繕船事業

佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社が担う修繕船事業におきましては、艦艇工事を主力として、立地特性を生かした官庁船、一般商船、特殊船、漁船の修繕工事に積極的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は、函館どつく株式会社は順調に推移したものの佐世保重工業株式会社において国内艦艇の大型定期検査工事等が端境期であったことから期中の完工が減少し10,142百万円（前年同期比19.1%減）、営業利益は359百万円（前年同期比34.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は4,094百万円（前年同期比7.3%増）であります。

#### 鉄構・機械事業

当連結会計年度の売上高は、鉄構部門においては九州地方整備局ご発注の大川高架橋P31-P34（548トン）などを予定通り完工し、船用クランク軸などの船用機器部門においては売上を伸ばしましたが、主要子会社でありましたオリメック株式会社が当連結会計年度には連結対象外となったことにより減少し、6,476百万円（前年同期比45.4%減）、営業利益は582百万円（前年同期比47.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は5,063百万円（前年同期比8.1%減）であります。

#### その他事業

当連結会計年度の売上高は5,095百万円（前年同期比9.5%増）、営業利益は1,284百万円（前年同期比90.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は627百万円（前年同期比17.6%減）であります。

(2)生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	109,338	2.9
修繕船事業	9,828	4.8
鉄構・機械事業	6,845	24.3
その他事業	8,124	48.1
合計	134,135	2.3

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。  
3 なお、鉄構・機械事業のオリメック株式会社を除く前年同期増減率は21.6%です

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期増減率(%)	受注残高(百万円)	前期末増減率(%)
新造船事業	51,271	21.0	138,801	34.1
修繕船事業	10,422	12.1	4,094	7.3
鉄構・機械事業	6,029	56.4	5,063	8.1
その他事業	4,960	1.6	627	17.6
合計	72,682	23.9	148,585	32.6

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。  
3 なお、鉄構・機械事業のオリメック株式会社を除く受注高の前年同期増減率は 23.3%です。  
また、前期末の受注残高にはオリメック株式会社による受注残高は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	115,915	20.9
修繕船事業	10,142	19.1
鉄構・機械事業	6,476	48.8
その他事業	5,095	9.5
合計	137,628	9.5

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。  
3 なお、鉄構・機械事業のオリメック株式会社を除く前年同期増減率は 12.8%です。



### (3) 財政状態

#### 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、現金及び預金が減少したこと、新造船事業において前期末までに計上済みの売掛金が工事完成に伴って減少したこと等により、前連結会計年度末比36,140百万円減少し、84,818百万円となりました。

#### 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、投資有価証券の時価下落による減少等により、前連結会計年度末比555百万円減少し、53,304百万円となりました。

#### 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、主に前受金および工事損失引当金が減少したこと等により、前連結会計年度末比15,983百万円減少し、61,721百万円となりました。

#### 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、主に長期借入金が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,795百万円減少し、20,353百万円となりました。

#### 純資産

当連結会計年度末における純資産は、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等に伴い、利益剰余金が減少したこと等により、前連結会計年度末比18,917百万円減少し、56,048百万円となりました。

### (4) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物につきましては、前連結会計年度末に比べ21,933百万円減少し、44,256百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、11,639百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ3,974百万円増加しており、これは主に税金等調整前当期純損失となりましたものの、工事損失引当金が減少したことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、6,983百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ12,578百万円減少しており、これは主に前連結会計年度は連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入が多額に計上されていたこと、有形固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,297百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ2,018百万円減少しており、これは主に借入れによる収入が減少したことなどによるものであります。

### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

#### 財務政策

当社グループの事業活動にかかる運転資金については、主として営業キャッシュ・フローで獲得した資金を財源とし、必要に応じて不足分について銀行借入による調達を実施しております。設備投資資金等の長期的資金については、設備投資計画や事業投資計画に基づき、金利動向や既存借入金の償還時期等を総合的に勘案した上で長期借入金(や社債)等により調達することを基本方針としております。

主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、また国内金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、今回の新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対応できる体制を整えています。

#### 資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、営業活動については、鋼材や資機材などの原材料費および外注加工費、人件費のほか、技術力強化や新船型開発、品質向上のための研究開発費が主な内容となっております。投資活動については、生産効率の改善や競争力強化のための設備投資・更新等の費用があります。

## (6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

## 工事進行基準適用売上高の工事進捗率

収益計上基準として工事進行基準を適用する工事について、決算日における工事進捗度は原価比例法を用いており、工事進捗度は期末日までに発生した実績原価を工事原価総額で除して算定されます。特に新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があります。

工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費及び経費は将来の原価低減施策の効果の発現や工程管理の良否に依存することから、一定の仮定において見積もっております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準が一定期間継続するとの仮定をおり、また労務費及び経費の見積りについては、直近の実績を基礎として今後の生産計画等を加味して合理的に見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 工事損失引当金

決算日時点の手持受注工事のうち、工事原価総額が受注金額を超過することが確実視される工事について、損失額を見積り、工事損失引当金を計上するとともにその繰入額を売上原価に含めて処理しております。

工事原価総額の見積りについて、で記載のとおり、材料費は期末日における原材料価格等の水準が一定期間継続するとの仮定をおり、また労務費及び経費の見積りについては、直近の実績を基礎として今後の生産計画等を加味して合理的に見積もっております。

また、受注金額はほぼ米ドル建てであるため為替レート変動の影響を受けます。将来の為替レートについて期末日における水準から大きく変動しないとの仮定をおり見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する工事損失引当金及び工事損失引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 退職給付債務の算定

当社グループでは主として確定給付型の退職金制度を採用しております。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、予想昇給率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フロー

固定資産の減損損失認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを見積もっております。将来キャッシュ・フローは、承認された中期経営計画を基礎とし、新造船の船価は市場の景気サイクルを反映するため現在及び過去の状況を考慮して合理的に見積もっております。また、原材料価格や為替相場の変動などの情報を整合的に修正し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し見積もっております。中期経営計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえ、将来戦略を織り込んだ生産・受注計画を用いて見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、顧客ニーズに対応すべく新船型や新機種の開発、既存製品の品質向上、生産性向上などを中心に取り組み、研究開発費の総額は667百万円となりました。

研究開発活動をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

##### 新造船事業

環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取り組み成果をあげつつあります。研究開発費の総額は509百万円であります。

##### 修繕船事業および鉄構・機械事業ならびにその他事業

取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は158百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度につきましては、熾烈化する競争に備え生産効率のさらなる改善や競争力強化のための合理化・省力化および作業環境改善等を目的として、6,275百万円の設備投資を実施いたしました。

セグメントの設備投資を示すと次のとおりであります。

##### 新造船事業

当連結会計年度の設備投資額は、2,367百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

##### 修繕船事業

当連結会計年度の設備投資額は、225百万円で、その主なものは連結子会社における近代化・省力化投資等であります。

##### 鉄構・機械事業

当連結会計年度の設備投資額は、75百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

##### その他事業

当連結会計年度の設備投資額は、3,347百万円で、その主なものは自社保有船の代替建造、近代化・省力化投資等であります。

##### 全社共通

当連結会計年度の設備投資額は、261百万円で、その主なものは情報ネットワーク設備等であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業 全社共通	各種船舶の製造設備 鉄鋼構造物の製造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備品及び 福利厚生施設	7,433	2,861	3,819 (641,825) [*349,864]	104	349	14,566	997
本社 (大阪市西区)	鉄構・機械事業 全社共通	本社(事務所)の什器備 品及び福利厚生施設	6	-	-	-	0	6	10
東京事務所 他 (東京都港区他)	新造船事業 鉄構・機械事業 全社共通	事務所の什器備品及び 福利厚生施設	8	-	-	-	2	10	34

- (注) 1 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。  
2 土地欄の[ ]内の数字は借用中のもので外数であります。  
3 \* 借用土地のうちには港湾水域146,405㎡の占有面積を含んでおります。  
4 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業	土地	17	99

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
佐世保重工業(株)	本社佐世保造船所 (長崎県佐世保市) 他東京事務所、 大阪営業所	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	各種船舶の製造 設備 船舶の修繕設備 機械の製造設備 事務所の什器備 品及び福利厚生 施設	7,884	2,597	3,310 (1,233,406)	13	312	14,105	892
函館どつく(株)	本社函館造船所 (北海道函館市) 他室蘭製作所、 東京事務所	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	各種船舶の製造 設備 鉄鋼構造物の製 造設備 船舶の修繕設備 事務所の什器備 品及び福利厚生 施設	3,292	1,560	3,045 (514,262)	168	73	8,135	476

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
モーニングダ イダラスナビ ゲーション社	本社 (パナマ共和国 パナマ市)	その他事業	貸渡用船舶	-	-	-	422	422	-

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,099,551	69,099,551	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株でありま す。
計	69,099,551	69,099,551	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

(ア) 2008年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第1回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	430 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 226.21 資本組入額 113.11	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2038年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する

こ

とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案



(イ) 2009年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第2回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	430 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2010年1月22日～ 2040年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 430.63 資本組入額 215.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2039年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ウ) 2010年12月17日の取締役会決議に基づいて発行した第3回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	435 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2011年1月22日～ 2041年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321.54 資本組入額 160.77	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2040年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(工) 2011年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第4回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	435 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218.36 資本組入額 109.18	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2041年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## (オ) 2012年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第5回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 1
新株予約権の数(個)	520 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月24日～ 2043年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267.54 資本組入額 133.77	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2042年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## (カ) 2014年2月20日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 3
新株予約権の数(個)	360(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2014年3月11日～ 2044年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 908.59 資本組入額 454.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2043年3月11日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(キ) 2014年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第7回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	370 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,035.61 資本組入額 517.81	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2044年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## (ク) 2015年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	465 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年1月29日～ 2046年1月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 665.76 資本組入額 332.88	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2045年1月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## (ケ) 2016年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第9回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	495 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2017年1月31日～ 2047年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 689.69 資本組入額 344.85	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2046年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左



## (コ) 2017年12月22日の取締役会決議に基づいて発行した第10回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	515 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 694.60 資本組入額 347.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2047年1月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## (サ) 2018年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第11回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	617 (注) 1	610 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,700	61,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2019年2月2日～ 2049年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 398.64 資本組入額 199.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2048年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(シ) 2019年12月20日の取締役会決議に基づいて発行した第12回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 2	
新株予約権の数(個)	775 (注) 1	755 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,500	75,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年2月4日～ 2050年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 196.55 資本組入額 98.28	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2049年2月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を助案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)または(キ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要するこ

こ  
とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(カ) 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。）

(キ) 特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年6月25日 (注)1	36	69,020	11	8,108	11	33,837
2016年6月24日 (注)1	19	69,039	4	8,112	5	33,842
2018年4月2日 (注)1	18	69,057	7	8,119	7	33,849
2018年6月22日 (注)1	43	69,100	16	8,135	16	33,865

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	30	30	358	79	18	12,035	12,551	-
所有株式数 (単元)	1,923	146,282	7,654	279,344	89,731	97	162,824	687,855	314,051
所有株式数 の割合(%)	0.28	21.27	1.11	40.61	13.05	0.01	23.67	100.00	-

(注) 1 自己株式16,204株は「個人その他」に162単元及び「単元未満株式の状況」に4株含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式5,952株は「その他の法人」に59単元及び「単元未満株式の状況」に52株含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	5,028	7.28
株式会社メタルワン	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号	3,050	4.42
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,933	4.25
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,233	3.23
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	2,067	2.99
エア・ウォーター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番8号	1,658	2.40
大和工業株式会社	兵庫県姫路市大津区吉美380番地	1,626	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,529	2.21
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	1,413	2.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,380	2.00
計	-	22,917	33.18

(注) 2020年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が同年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として同年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日本バリュー・インベスターズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	3,065	4.44

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,769,300	687,693	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 314,051	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	69,099,551	-	-
総株主の議決権	-	687,693	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。  
「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式4株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株名村造船所	大阪市西区立売堀二丁目1番9号	16,200	-	16,200	0.02
計	-	16,200	-	16,200	0.02

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	751	208
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	60	44	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	3,500	2,558	2,700	1,916
保有自己株式数	16,204	-	13,504	-

(注) 当期間における保有自己株式には2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。



### 3 【配当政策】

収益実績と予想、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保等にも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

剰余金の配当につきましては、安定的な継続配当を主眼としつつ、業績や配当性向、今後の事業戦略、財務体質などを総合的に勘案して決定しております。当期の剰余金の配当は1株当たり普通配当8円(うち中間配当5円)を実施しました。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月1日 取締役会	345	5
2020年6月24日 定時株主総会	207	3

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業集団のコーポレート・ガバナンスに関しては、法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は取締役会・監査役（監査役会）設置会社であり、取締役会の監視機能強化の観点から社外取締役を2名選任しております。社外取締役が客観的に当社の意思決定および業務執行を監督することで企業価値を高めることができると考えております。また、監査役が取締役会のほか執行役員会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べる体制をとっているほか、常勤監査役が部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続きにつきましても審議段階から意見を述べるができることとして監査機能の強化を図り、また執行役員制度を採用することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現しております。

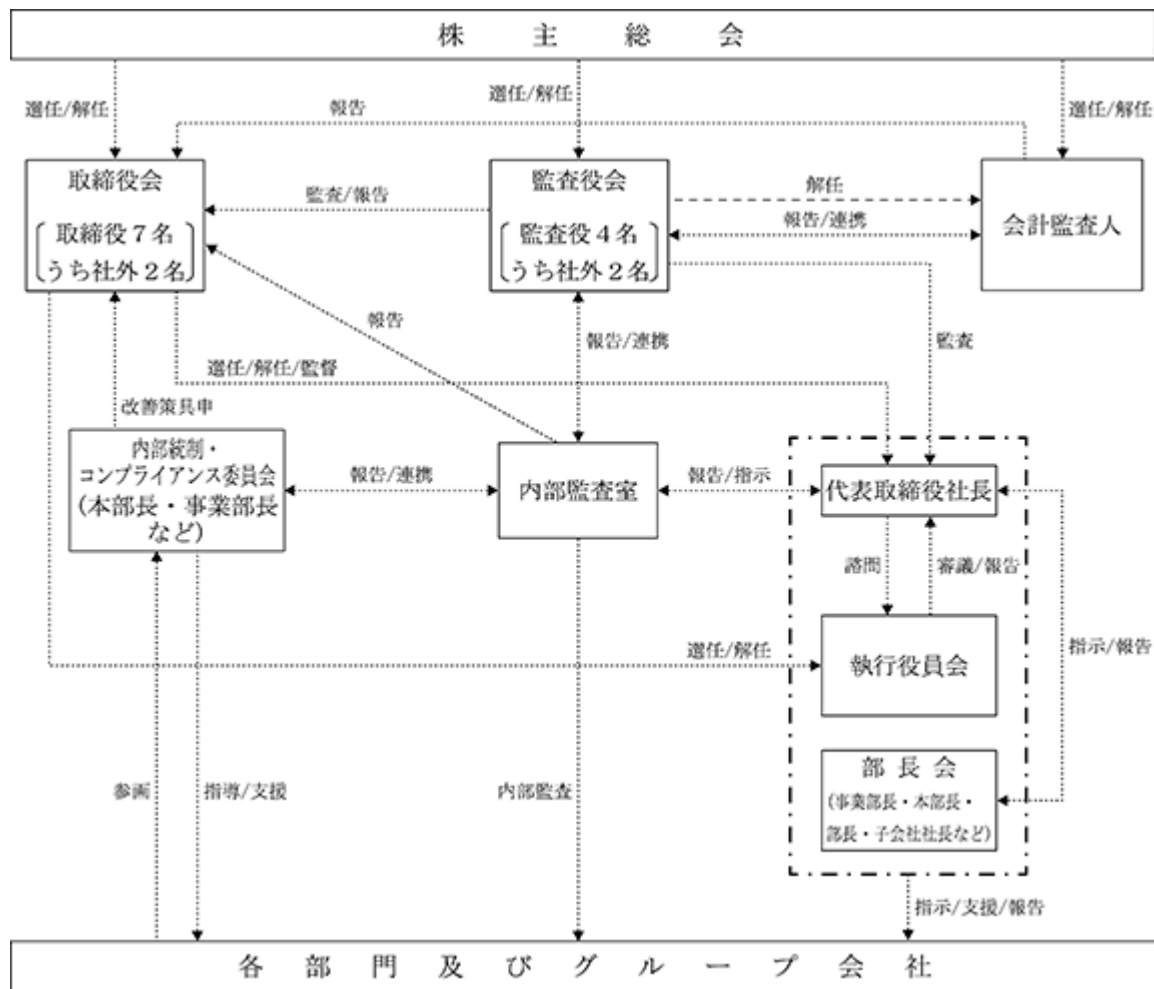
当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い2名の社外取締役（いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員）を選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は次のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他事項

当社の内部統制システムにつきましては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室（4名）を中心に、評価およびその維持・改善を行っております。

内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制・コンプライアンス委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。

また、内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

当社のリスク管理体制は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度につきましては、内部統制・コンプライアンス委員会を4回開催しております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、2015年4月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

#### 取締役に関する事項

当社は取締役の定員を15名以内とする旨を定款で定め、取締役の選任決議について株主総会において議決権を

行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、株主総会の円滑な運営を行うため、株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

#### 株主総会決議に関する事項

当社は自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

##### a. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

##### b. 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(当社の企業価値の源泉について)

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(企業価値向上のための取組み)

新たに2020年度から2022年度までの3ヶ年間の中期経営計画「生き抜き飛躍!」を策定し、新造船需要低迷の長期化も覚悟した操業量の見直しと、業界トップクラスの競争力確保を絶対目標とし、需要の変化へ弾力的に対応可能で柔軟性のあるグループ新造船建造体制を再構築する方針を掲げました。コスト削減による損失の最小化と性能・品質・サービスの差別化による顧客満足度の向上により必要操業量の確保と受注船価の改善を目指してまいります。また修繕船、鉄構・機械、船主業などの非新造船事業を強化し新造船専業企業との事業構造の差別化を加速することで、収益の安定化を図ってまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社間に取引関係その他利害関係はありません。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記a.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2020年5月22日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

d. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

（基本方針の実現に資する特別な取組みについて）

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて）

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

イ．株主意思を重視するものであること

- ウ．独立委員会による判断の重視と情報開示
- エ．合理的な客観的要件の設定
- オ．第三者専門家の意見の取得
- カ．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 名 ( 役員のうち女性の比率 % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株数 (株)
代表取締役会長	名村建彦	1941年1月5日生	1964年4月 丸紅飯田(株)(現 丸紅(株))入社 1986年4月 同社船舶第二部企画調整室長 1987年1月 当社入社特別顧問 1987年6月 取締役副社長 1988年6月 代表取締役社長 2001年6月 函館どつく(株)取締役 2008年3月 同社取締役会長(現) 2010年4月 代表取締役会長兼社長 2011年4月 代表取締役会長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役会長(現)	(注)5	312,275
代表取締役社長	名村建介	1973年6月15日生	1997年4月 当社入社 2004年4月 経営業務本部経営管理部長 2005年6月 取締役執行役員経営業務本部経営管理部長 2006年4月 取締役執行役員経営業務本部副本部長 2006年10月 取締役執行役員経営業務本部長 2007年4月 取締役常務執行役員経営業務本部長 2008年4月 取締役専務執行役員経営業務本部長 2008年6月 函館どつく(株)監査役 2009年10月 取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄 2010年4月 代表取締役副社長社長補佐兼経営業務本部・生産業務本部統轄 2011年4月 代表取締役社長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役社長(現) 2016年6月 函館どつく(株)取締役(現)	(注)5	72,950
代表取締役副社長 社長補佐兼 グループ新造船 事業統轄兼 船舶海洋事業部長	吉岡修三	1950年12月19日生	1973年10月 当社入社 2005年6月 執行役員船舶海洋事業部副事業部長 2006年4月 執行役員船舶海洋事業部長 2006年6月 取締役執行役員船舶海洋事業部長 2007年4月 取締役常務執行役員船舶海洋事業部長 2008年3月 函館どつく(株)取締役(現) 2010年4月 取締役専務執行役員伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 2010年6月 代表取締役専務伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 2011年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長 2012年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌 2014年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長 2014年6月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼伊万里事業所長 2014年10月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼製造本部長 2016年4月 佐世保重工業(株)取締役 2016年4月 代表取締役副社長社長補佐兼グループ新造船事業統轄兼船舶海洋事業部長(現) 2020年4月 佐世保重工業(株)取締役副社長社長補佐兼新造船事業部・生産管理本部統轄(現)	(注)6	56,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 専務執行役員 生産業務本管掌 兼伊万里事業所長 兼ISO総括	力 武 光 男	1954年5月4日生	1973年4月 当社入社 2007年4月 生産業務本部資材部長 2011年4月 執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長 2013年4月 執行役員生産業務本部長 2013年6月 取締役執行役員生産業務本部長 2014年4月 取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所副事業所長兼ISO総括 2014年10月 取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括 2017年4月 取締役専務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括 2020年4月 取締役専務執行役員生産業務本管掌兼伊万里事業所長兼ISO総括(現)	(注)5	30,400
取締役 専務執行役員 船舶海洋事業部 副事業部長 兼営業本部長	間 淵 重 文	1959年9月21日生	1982年4月 丸紅(株)入社 2006年4月 同社船舶部長 2011年4月 同社台湾会社社長 2015年4月 当社入社執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長 2016年4月 執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長 2018年4月 執行役員船舶海洋事業部営業本部長 2018年6月 取締役執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 2019年4月 取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2020年4月 取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長(現)	(注)6	5,300
取締役	鈴 木 輝 雄	1947年2月1日生	1972年4月 判事補任官 1982年4月 神戸地方裁判所判事 1984年4月 同上退官、弁護士登録 2003年6月 ㈱スバンドニクス社外監査役(現) 2008年11月 ピー・アンド・ジー(株)社外監査役(現) プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)社外監査役(現) 2009年11月 鈴木法律事務所設立(現) 2014年6月 当社取締役(現)	(注)6	-
取締役	古 川 芳 孝	1965年11月12日生	1995年3月 九州大学工学部助教授 2008年2月 九州大学大学院工学研究院教授(現) 2016年6月 当社取締役(現) 2017年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事(現)	(注)6	-



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	福田 綱 吉	1952年10月17日生	1975年4月 当社入社 2002年4月 経營業務本部総務部長 2009年10月 内部監査室長 2010年4月 内部監査室長兼伊万里事業所副事業所長 2012年4月 執行役員内部監査室長兼伊万里事業所副事業所長 2013年4月 執行役員内部監査室長 2018年4月 顧問 2018年6月 常勤監査役(現)	(注) 8	21,600
常勤監査役	池 邊 吉 博	1954年4月3日生	1978年4月 丸紅(株)入社 2007年4月 同社法務部長 2011年4月 同社参与法務部担当役員補佐 2014年4月 当社入社経營業務本部副本部長 2014年6月 執行役員経營業務本部副本部長 2014年10月 執行役員経營業務本部長 2015年6月 取締役執行役員グループ最高財務責任者兼経營業務本部長 2018年7月 函館どつく(株)監査役 2019年4月 取締役常務執行役員グループ最高財務責任者兼経營業務本部長兼本社長 2020年4月 取締役常務執行役員経營業務本部長兼グループ最高コンプライアンス責任者兼東京事務所長 2020年6月 取締役常務執行役員グループ最高コンプライアンス責任者 常勤監査役(現)	(注) 7	11,100
監査役	山 下 公 央	1951年2月18日生	1974年4月 (株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年7月 (株)UFJホールディングス(現 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ) 執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 2005年6月 カブドットコム証券(株)(現 auカブコム証券(株)) 社外取締役(取締役会長) 2010年6月 雄洋海運(株)(現 JXオーシャン(株)) 社外監査役 大阪証券金融(株)(現 日本証券金融(株)) 社外監査役 2012年6月 (株)みどり会社社外監査役 2012年6月 三信(株)社外監査役 2014年6月 当社監査役(現) 2017年6月 (株)NSD社外取締役(現) 2017年10月 セルソース(株)社外監査役(現)	(注) 7	-
監査役	大 保 政 二	1965年7月5日生	1991年9月 中央新光監査法人入所 1999年3月 公認会計士登録 1999年4月 (株)三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))入社 2002年4月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年1月 大保公認会計士事務所設立 2011年6月 恵和(株)社外監査役(現) 2016年10月 仰星監査法人社員(現) 2020年6月 当社監査役(現)	(注) 7	-
計					509,825

- (注) 1 代表取締役社長 名村建介は、代表取締役会長 名村建彦の長男であります。
- 2 取締役 鈴木輝雄及び取締役 古川芳孝は社外取締役であります。
- 3 監査役 山下公央及び監査役 大保政二は社外監査役であります。
- 4 2005年6月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務の執行役員他5名で構成されております。
- 5 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、鈴木輝雄氏につきましては、株式会社スバンドニクス、ピー・アンド・ジー株式会社およびプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。古川芳孝氏につきましては、九州大学大学院教授および公益社団法人日本船舶海洋工学会理事を兼任しております。当社は、九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触しておらず、当社と特別な利害関係を有するものではありません。同氏は九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等を行っており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただくと判断しております。

当社の社外監査役は2名であり、山下公央氏につきましては、株式会社NSD社外取締役およびセルソース株式会社社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しているため社外監査役として経営の監視機能を十分果たし得ると判断しております。大保政二氏につきましては、恵和株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は、公認会計士としての専門的な見地から社外監査役・独立役員としての職務を適切に遂行できると判断しております。

当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

- ア．現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)であった者
- イ．当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者
- ウ．当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- エ．当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- オ．当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- カ．当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- キ．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ク．当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ケ．当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
- コ．過去3年間に於いて、上記イ．からケ．までに該当していた者
- サ．上記イ．からコ．に該当する者(重要な地位にある者(注6)に限る)の配偶者または二等親等以内の親族

- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- (注2)当社グループを主要な取引とする者とは、当社グループに対して製品またサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間売上高の2%を超える者をいう。
- (注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引が、当社グループの年間売上高の2%を超える者、直近事業年度における借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
- (注4)多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。)
- (注5)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。
- (注6)重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席し、客観的に当社の意思決定および業務執行を監督するとともに、監査役および会計監査人・内部統制部門を担当する取締役等と適宜意見交換を行っております。

社外監査役は、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役は業務監査および会計監査につきましては、常勤監査役が取締役会・執行役員会の他部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続につきましても審議段階から意見を述べることができることとし、監査機能の強化を図っております。常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井関 延行	13回	13回
福田 綱吉	13回	13回
荒木 勝	13回	7回
山下 公央	13回	12回

また2名の非常勤の社外監査役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会・執行役員会に出席し、荒木勝氏は公認会計士としての財務及び会計に関する知見に基づき、山下公央氏は長年に亘る銀行勤務により培われたリスク管理、財務会計に関する知見および取引管理の知見に基づき、それぞれ取締役の職務執行につき必要に応じて質疑応答を行うことにより、経営監視の実効性を高めております。

なお、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

#### 内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室(4名)が中心となり、内部統制の監査とともに業務の執行が各種法令に基づき適法に処理されているかを監査し、指導・是正・勧告などを行っております。取締役、監査役とも協議し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等外部機関を交えて検討を重ねた上で、適正に判断する体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

49年間

c. 業務を執行した公認会計士

藤川 賢氏

藤井 秀吏氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人につきましては、品質管理体制、独立性、専門性および当社事業への理解度等を総合的に勘案のうえ、選定しております。

なお、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、会計監査人に対して年2回（中間・期末）評価を行っております。主な評価項目は、品質管理体制、独立性、監査役とのコミュニケーション等であります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	1	43	1
連結子会社	58		34	
計	105	1	77	1

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

特記すべき事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

特記すべき事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

特記事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容および決定方法は以下の通りです。

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様への負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点から考慮し、取締役報酬については取締役の職位や職責の大きさを踏まえた報酬体系、報酬水準とする方針を基に各取締役の報酬等の額を取締役会で協議の上決定しており、各監査役の報酬等の額は、本人の経験・見識や常勤、非常勤などの役割に応じて監査役の協議により決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬(賞与)および株式報酬型ストックオプションをもって構成するものとしております。株式報酬型ストックオプションは、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進するという観点から付与しております。

社外監査役を除く監査役の報酬は、監査役は独立の立場から取締役の職務執行を監査する立場にありますが、当社グループの健全且つ持続的な成長に貢献するという点では取締役と共通の職務目的を有していることから、固定報酬となる月額報酬に加え、業績連動報酬(賞与)および株式報酬型ストックオプションをもって構成するものとしております。

社外役員の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、業績連動を伴わない固定報酬としております。

取締役および監査役の報酬等につきましては、株主総会の決議により取締役および監査役の報酬等総額の各限度を決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議の年月日、決議の内容および当該決議に係る役員の員数は以下の通りです。

取締役の報酬限度額(賞与を含む)については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円(ただし、使用人分給与は含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。)監査役の報酬限度額(賞与を含む)については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。)

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円(ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。)社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額6百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は2名です。)

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は以下の通りです。

当事業年度におきましては、2019年6月21日開催の取締役会において、取締役基準報酬月額および各取締役の報酬等の具体的金額について代表取締役社長に一任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、独立社外取締役に対して事前説明を実施するなど、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

また、業績連動報酬(賞与)に係る指標と当該指標を選択した理由、業績連動報酬(賞与)の額の決定方法は以下の通りです。

業績連動報酬(賞与)は、当グループの業績と直接連動させるため、前年度の営業利益の金額を指標とするほか、当年度の営業利益予想金額、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案した上で支給の是非を決定します。業績連動報酬(賞与)の額は、各取締役の役位・職責に基づいて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬(賞与)につきましては、前年度(2019年3月期)の連結営業損益が4,114百万円の損失であったため、支給しておりません。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	166	154		12	6
監査役 (社外監査役を除く。)	20	19		1	2
社外役員	20	20			4

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
52	3	使用人分の基本給与、賞与及び退職給付費用

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分し、それ以外の株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としております。なお、保有の意義・合理性が乏しくなったと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させます。

また、上場株式については保有目的が適切か、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持、取引拡大など事業戦略に係る定性的な観点のほか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、継続保有に資するかを毎年検討の上、定期的に取締役会に報告するものとしております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	199
非上場株式以外の株式	25	3,758

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	3	175	当該株式を取得し取引関係の強化を図るため。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJ フィナンシャル グループ	2,345,340	2,345,340	同社グループの(株)三菱UFJ銀行との間で借入等の銀行取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	945	1,290		
三菱商事(株)	169,869	169,869	新造船商談の仲介や同社グループの(株)メタルワンを通じて鋼材の調達等の取引を行っており、同グループとの良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	389	522		



銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本製鉄(株)	407,700	407,700	鋼材の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	377	797		
川崎汽船(株)	380,000	380,000	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	309	452		
(株)商船三井	148,507	148,507	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	259	354		
明治海運(株)	726,900	500,000	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため追加で取得いたしました。	無(注)3
	250	173		
三菱重工業(株)	70,000	70,000	同社グループの三菱重工マリンマシナリ(株)との間で船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	191	322		
日本郵船(株)	142,889	142,889	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	184	232		
(株)エア・ウォーター	113,400	113,400	産業ガスの購入等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	169	182		
(株)ジャパンエンジンコーポレーション	280,000	280,000	新造船事業において環境規制への対応や燃費性能の向上が求められる中で、船用低速エンジンを得意分野とする同社との関係を強化し、高付加価値の商品開発を促進させることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	114	209		
出光興産(株)	38,000	38,000	同社グループの出光タンカー(株)と船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	94	141		
(株)中北製作所	38,400	38,400	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	80	112		
(株)日阪製作所	103,600	103,600	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	76	95		
NSユニテッド海運(株)	45,450	45,450	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	63	108		
(株)奥村組	27,600	27,600	鉄構の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	62	97		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井E&Sホールディングス	92,900	92,900	同社グループの(株)三井E&Sマシナリーを通じて船用エンジンの調達等の取引のほか、同社グループの(株)三井E&S鉄構エンジニアリングと共同企業体(JV)を組成して鉄構の建造等を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	48	97		
木村化工機(株)	110,000	110,000	今後の取引検討を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	48	41		
小野建(株)	39,600		鋼材の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資することから、同社株式を新たに取得いたしました。	有
	45			
小池酸素工業(株)	11,200		船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資することから、同社株式を新たに取得いたしました。	有
	23			
(株)佐賀銀行	9,394	9,394	借入等の銀行取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	11	18		
T I S(株)	4,800	4,800	当社グループの名村情報システム(株)において取引を行っており、当社グループとして同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	9	25		
(株)大林組	6,782	6,782	鉄構の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	6	8		
双日(株)	15,195	15,195	同社グループの双日マリンアンドエンジニアリング(株)を通じて船用機器の取引や新造船商談の仲介を頂いており、同社グループとの良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	4	6		
(株)サクラ	200	200	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	0	0		
(株)くろがね工作所	200	200	事務用什器の購入等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	0	0		

- (注) 1 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難であります。  
2 保有の合理性は個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、取締役会に報告しております。  
3 (株)三菱UFJフィナンシャルグループ、三菱商事(株)、明治海運(株)および双日(株)は当社株式を保有していませんが、それぞれの子会社は当社株式を保有しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	66,189	44,256
受取手形及び売掛金	5 44,962	28,165
商品及び製品	77	61
仕掛品	4 3,767	4 5,294
原材料及び貯蔵品	1,429	1,650
前渡金	1,512	1,662
その他	3,097	3,773
貸倒引当金	75	43
流動資産合計	120,958	84,818
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,464	16,688
ドック船台	2,458	2,334
機械装置及び運搬具	7,069	6,926
船舶	596	469
工具、器具及び備品	811	831
土地	11,735	11,717
リース資産	372	306
建設仮勘定	151	3,649
有形固定資産合計	2, 3 40,656	2, 3 42,920
無形固定資産		
ソフトウェア	496	466
電話加入権	19	19
その他	3	2
無形固定資産合計	518	487
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 7,984	1, 2 5,685
長期貸付金	30	31
繰延税金資産	187	193
その他	4,527	4,015
貸倒引当金	43	27
投資その他の資産合計	12,685	9,897
固定資産合計	53,859	53,304
資産合計	174,817	138,122

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	5 23,272	20,180
電子記録債務	5 11,508	9,693
短期借入金	2 5,581	2 4,617
リース債務	140	120
未払法人税等	333	584
前受金	15,348	11,068
保証工事引当金	1,759	505
工事損失引当金	13,717	10,485
設備関係支払手形	5 772	105
設備関係電子記録債務	10	92
その他	5,264	4,272
流動負債合計	77,704	61,721
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 12,993	2 11,472
リース債務	220	162
繰延税金負債	1,332	1,027
役員退職慰労引当金	60	66
特別修繕引当金	94	156
環境対策引当金	196	7
退職給付に係る負債	5,635	5,935
資産除去債務	991	917
その他	627	611
固定負債合計	22,148	20,353
負債合計	99,852	82,074
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	8,135	8,135
資本剰余金	33,874	33,874
利益剰余金	32,884	14,161
自己株式	16	14
株主資本合計	74,877	56,156
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	76	328
繰延ヘッジ損益	56	12
為替換算調整勘定	380	382
退職給付に係る調整累計額	829	616
その他の包括利益累計額合計	429	574
新株予約権	264	277
非支配株主持分	253	189
純資産合計	74,965	56,048
負債純資産合計	174,817	138,122

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	124,589	111,887
売上原価	1, 3 121,264	1, 3 121,448
売上総利益又は売上総損失( )	3,325	9,561
販売費及び一般管理費		
役員報酬	463	396
給料及び手当	2,598	2,028
退職給付費用	239	206
福利厚生費	733	616
賃借料	333	318
租税公課	484	678
旅費及び交通費	286	200
通信費	68	62
研究開発費	1 760	1 667
設計開発費	192	189
その他	1,283	1,101
販売費及び一般管理費合計	7,439	6,461
営業損失( )	4,114	16,022
営業外収益		
受取利息	144	146
受取配当金	358	225
持分法による投資利益	8	7
為替差益	233	-
その他	173	164
営業外収益合計	916	542
営業外費用		
支払利息	342	318
支払手数料	25	36
固定資産除売却損	208	86
為替差損	-	246
その他	99	118
営業外費用合計	674	804
経常損失( )	3,872	16,284
特別利益		
投資有価証券売却益	32	79
関係会社株式売却益	4 5,492	-
契約解約益	-	5 233
特別利益合計	5,524	312
特別損失		
投資有価証券評価損	6 627	6 1,913
減損損失	2 19	2 73
特別損失合計	646	1,986
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,006	17,958
法人税、住民税及び事業税	444	290
法人税等調整額	41	153
法人税等合計	403	137
当期純利益又は当期純損失( )	603	18,095
非支配株主に帰属する当期純損失( )	18	65
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	621	18,030

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失( )	603	18,095
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,133	405
繰延ヘッジ損益	115	44
為替換算調整勘定	335	1
退職給付に係る調整額	281	215
その他の包括利益合計	1,302	145
包括利益	699	18,240
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	668	18,176
非支配株主に係る包括利益	31	64

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,112	33,911	32,893	16	74,900
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	23	23			46
剰余金の配当			690		690
親会社株主に帰属する当期純利益			621		621
連結子会社の決算期変更に伴う増減					-
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動		60	60		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	23	37	9	0	23
当期末残高	8,135	33,874	32,884	16	74,877

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,207	59	701	1,106	861	285	345	76,391
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)								46
剰余金の配当								690
親会社株主に帰属する当期純利益								621
連結子会社の決算期変更に伴う増減								-
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
連結範囲の変動								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,131	115	321	277	1,290	21	92	1,403
当期変動額合計	1,131	115	321	277	1,290	21	92	1,426
当期末残高	76	56	380	829	429	264	253	74,965



当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,135	33,874	32,884	16	74,877
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					-
剰余金の配当			691		691
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			18,030		18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減			2		2
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0	0	2	2
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	18,723	2	18,721
当期末残高	8,135	33,874	14,161	14	56,156

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	76	56	380	829	429	264	253	74,965
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								-
剰余金の配当								691
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減								2
自己株式の取得								0
自己株式の処分						2		0
連結範囲の変動								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	404	44	2	213	145	15	64	194
当期変動額合計	404	44	2	213	145	13	64	18,917
当期末残高	328	12	382	616	574	277	189	56,048

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,006	17,958
減価償却費	4,050	3,929
減損損失	19	73
貸倒引当金の増減額( は減少)	12	30
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	589	514
工事損失引当金の増減額( は減少)	9,951	3,233
環境対策引当金の増減額( は減少)	169	188
その他の引当金の増減額( は減少)	1,130	1,186
受取利息及び受取配当金	502	371
支払利息	342	318
為替差損益( は益)	70	7
持分法による投資損益( は益)	8	7
固定資産除売却損益( は益)	208	86
投資有価証券売却損益( は益)	32	79
関係会社株式売却損益( は益)	5,492	-
投資有価証券評価損益( は益)	627	1,913
売上債権の増減額( は増加)	1,366	16,766
たな卸資産の増減額( は増加)	1,356	1,732
前渡金の増減額( は増加)	433	150
仕入債務の増減額( は減少)	2,828	4,907
前受金の増減額( は減少)	6,980	4,274
その他	1,249	851
小計	15,479	11,360
利息及び配当金の受取額	504	371
利息の支払額	321	338
法人税等の支払額	443	381
法人税等の還付額	126	69
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>15,613</b>	<b>11,639</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,482	6,733
有形固定資産の売却による収入	74	29
無形固定資産の取得による支出	276	148
投資有価証券の取得による支出	256	175
投資有価証券の売却及び償還による収入	32	84
貸付けによる支出	18	11
貸付金の回収による収入	15	13
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	9,476	-
その他	30	42
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,595</b>	<b>6,983</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	7,247	6,500
短期借入金の返済による支出	7,244	7,399
長期借入れによる収入	3,000	1,411
長期借入金の返済による支出	3,428	2,972
配当金の支払額	690	691
非支配株主への配当金の支払額	1	-
リース債務の返済による支出	162	146
その他	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,279	3,297
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	14
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,300	21,933
現金及び現金同等物の期首残高	77,489	66,189
現金及び現金同等物の期末残高	66,189	44,256

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 16社

連結子会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。  
なお、新規設立した2社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社数 2社

有限会社ナッド 他1社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

(株)伊万里鉄鋼センター

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

(ア) 非連結子会社数 2社

(有)ナッド、(有)函館厚生商事

(イ) 関連会社数 3社

(株)スマートデザイン、函館ポートサービス(株)、伊万里湾ポートサービス(株)

これらの関係会社は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社11社については同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。連結子会社のうち決算日が7月31日の会社1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、ホワイト ウェーブス ナビゲーション社およびコーラル ウィンド ナビゲーション社については、設立日が2020年2月27日であり、設立日から連結決算日である2020年3月31日までに決算日(12月31日)をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみを連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

(a) 満期保有目的の債権

償却原価法(定額法)

(b) その他有価証券

[時価のあるもの]

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

(イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

(ウ)たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(a) 商品及び製品、仕掛品

主として個別法

(b) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(ウ)工事損失引当金

当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(エ)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(オ)特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

(カ)環境対策引当金

P C B (ポリ塩化ビフェニル)等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積もった額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。

(ウ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

[ヘッジ手段]

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

[ヘッジ対象]

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(ウ)ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ)その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

当社グループは、固定資産の減損会計の将来キャッシュ・フローの見積りについて、新型コロナウイルス感染拡大の船価への影響が一定期間続くものと仮定し見積った結果、事業用資産については減損損失の認識には至っておりません。

しかしながら、この船価見積りの仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染拡大の影響が今後長期化した場合や深刻化した場合には、翌連結会計年度以降の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

(1) 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

固定資産(投資その他の資産)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	213百万円	220百万円

(2) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(ア)工場財団

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	2,146百万円	2,009百万円
ドック船台	1,569百万円	1,491百万円
機械装置及び運搬具	2百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	4,745百万円	4,745百万円
計	8,463百万円	8,246百万円
短期借入金	650百万円	650百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	6,538百万円	5,047百万円
計	7,188百万円	5,697百万円

(イ)工場財団組成以外

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	69百万円	66百万円
土地	109百万円	109百万円
投資有価証券	1,450百万円	770百万円
計	1,629百万円	945百万円
短期借入金	1,000百万円	-
長期借入金(1年以内返済分を含む)	3,823百万円	3,304百万円
計	4,823百万円	3,304百万円

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	106,834百万円	109,200百万円

(4) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
仕掛品	1,135百万円	832百万円
計	1,135百万円	832百万円



(5) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	14百万円	-
支払手形	1,030百万円	-
電子記録債務	617百万円	-
設備関係支払手形	1,033百万円	-

(連結損益計算書関係)

(1) 一般管理費及び売上原価(当期製造費用)に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
一般管理費	760百万円	667百万円
当期製造費用	123百万円	-
計	883百万円	667百万円

(2) 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	主な種類	主な場所	減損金額(百万円)
遊休資産	土地	神奈川県伊勢原市 他	8
遊休資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具	長崎県佐世保市	5
その他の資産	機械装置及び運搬具	長崎県佐世保市	6
合計			19

(経緯)

主に佐世保重工業株式会社、オリメック株式会社における一部の遊休資産について市場価格が下落しました。また、佐世保重工業株式会社において、その他資産において将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、償却資産については実質的な処分価値を考慮して零とし、土地については主として不動産鑑定評価額、固定資産税評価額などによっております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	主な種類	主な場所	減損金額(百万円)
遊休資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、土地	長崎県佐世保市	67
その他の資産	機械装置及び運搬具、 ソフトウェア	長崎県佐世保市	6
合計			73

(経緯)

佐世保重工業株式会社における一部の遊休資産について将来の使用見込みがないため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。また、佐世保重工業株式会社において、その他の資産で将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、償却資産については実質的な処分価値を考慮して零とし、土地については主として不動産鑑定評価額、固定資産税評価額などによっております。

(3) 売上原価に含まれている保証工事引当金繰入額及び工事損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
保証工事引当金繰入額	1,181百万円	1,254百万円
工事損失引当金繰入額	9,974百万円	3,233百万円

(4) 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2018年10月1日に連結子会社でありましたオリイメック株式会社の発行済株式の100%を譲渡したことによるものです。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 契約解約益

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったため、233百万円を契約解約益として計上しております。

(6) 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	2,034百万円	2,475百万円
組替調整額	627百万円	1,913百万円
税効果調整前	1,407百万円	562百万円
税効果額	274百万円	157百万円
その他有価証券評価差額金	1,133百万円	405百万円
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期発生額	159百万円	44百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	159百万円	44百万円
税効果額	44百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益	115百万円	44百万円
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期発生額	81百万円	1百万円
組替調整額	254百万円	-
税効果調整前	335百万円	1百万円
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	335百万円	1百万円
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	25百万円	22百万円
組替調整額	306百万円	193百万円
税効果調整前	281百万円	215百万円
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	281百万円	215百万円
その他の包括利益合計	1,302百万円	145百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,038,551	61,000	-	69,099,551

(変動事由の概要)

ストックオプションの権利行使による増加 61,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	33,437	620	44	34,013

(変動事由の概要)

普通株式の増加620株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の減少44株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	10
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	33
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	38
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	31
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	35
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	37
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	25
合計		-	-	-	-	-	264

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	345	5	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	345	5	2018年9月30日	2018年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	345	5	2019年3月31日	2019年6月24日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,099,551	-	-	69,099,551

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,013	751	3,560	31,204

(変動事由の概要)

普通株式の増加751株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の減少は、ストックオプションの権利行使によるものが3,500株、単元未満株式の売渡請求によるものが60株であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	10
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	33
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	38
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	31
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	34
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	36
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	25
	ストックオプションとしての第12回新株予約権(2020年2月3日発行)	-	-	-	-	-	15
合計			-	-	-	-	277

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	345	5	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月1日 取締役会	普通株式	345	5	2019年9月30日	2019年12月6日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207	3	2020年3月31日	2020年6月25日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	66,189百万円	44,256百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	66,189百万円	44,256百万円

## (リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引

借手側

重要性がないため、リース資産の内容及び減価償却の方法の記載を省略しております。

## 2 オペレーティング・リース取引

貸手側

未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	425百万円	198百万円
1年超	200百万円	-
合計	625百万円	198百万円

借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	17百万円	17百万円
1年超	105百万円	88百万円
合計	122百万円	105百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係支払手形及び設備関係電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債権は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債権のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引を行い、経営管理部において残高照合等を行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。



## 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	66,189	66,189	-
(2) 受取手形及び売掛金	44,962	44,962	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,462	7,462	-
(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	40	43	3
資産計	118,653	118,656	3
(1) 支払手形及び買掛金	23,272	23,272	-
(2) 電子記録債務	11,508	11,508	-
(3) 短期借入金	2,250	2,250	-
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	16,324	16,343	19
(5) リース債務	360	352	8
(6) 未払法人税等	333	333	-
(7) 設備関係支払手形	772	772	-
(8) 設備関係電子記録債務	10	10	-
負債計	54,829	54,840	11
デリバティブ取引( )	49	49	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,256	44,256	-
(2) 受取手形及び売掛金	28,165	28,165	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,167	5,167	-
(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	38	41	3
資産計	77,626	77,629	3
(1) 支払手形及び買掛金	20,180	20,180	-
(2) 電子記録債務	9,693	9,693	-
(3) 短期借入金	1,351	1,351	-
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	14,738	14,750	12
(5) リース債務	282	276	6
(6) 未払法人税等	584	584	-
(7) 設備関係支払手形	105	105	-
(8) 設備関係電子記録債務	92	92	-
負債計	47,025	47,031	6
デリバティブ取引( )	28	28	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(7) 設備関係支払手形及び(8) 設備関係電子記録債務

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債務の時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金及び(6)未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)及び(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	522	518

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれております。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) その他有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	66,189	-	-	-
受取手形及び売掛金	44,962	-	-	-
長期貸付金	11	18	11	-
合計	111,162	18	11	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	44,256	-	-	-
受取手形及び売掛金	28,165	-	-	-
長期貸付金	7	20	11	-
合計	72,428	20	11	-

(注4)短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,250	-	-	-	-	-
長期借入金	3,331	2,866	4,927	2,715	595	1,890
リース債務	140	106	65	32	13	4
合計	5,721	2,972	4,992	2,747	608	1,894

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,351	-	-	-	-	-
長期借入金	3,266	5,148	2,993	1,441	585	1,305
リース債務	120	73	45	28	15	1
合計	4,737	5,221	3,038	1,469	600	1,306

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	3,576	1,937	1,639
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	42	42	0
小計	3,618	1,979	1,639
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	3,844	4,842	998
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	3,844	4,842	998
合計	7,462	6,821	641

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

## 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	32	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	0	32	-

## 3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損627百万円(その他有価証券の株式627百万円)を計上しております。

減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	2,254	1,425	829
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	42	42	0
小計	2,296	1,467	829
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	2,871	3,717	846
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	2,871	3,717	846
合計	5,167	5,184	17

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	84	79	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	84	79	-

3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,913百万円（その他有価証券の株式1,913百万円）を計上しております。

減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	前受金	5,407	-	19
	売建 米ドル				
	買建 米ドル	買掛金	311	12	8
			ユーロ	309	-
合計			6,027	12	15

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	31,095	-	(注)
	売建 米ドル				
合計			31,095	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,643	3,929	38
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	91	-	(注)
合計			4,734	3,929	38

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	前受金			
	米ドル		3,074	-	12
	買建	買掛金			
	米ドル		352	-	5
	ユーロ		521	-	3
合計			3,947	-	10

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		18,725	-	(注)
合計			18,725	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,929	3,215	18
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	-	-	(注)
合計			3,929	3,215	18

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。



(退職給付関係)

1 退職給付制度の概要

確定給付型の退職金制度として、確定給付企業年金制度、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

提出会社(株)名村造船所は、2011年12月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職給付一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,642百万円	9,124百万円
勤務費用	742百万円	773百万円
利息費用	53百万円	55百万円
数理計算上の差異の発生額	61百万円	142百万円
退職給付の支払額	252百万円	228百万円
退職給付債務の期末残高	9,124百万円	9,582百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	3,695百万円	3,908百万円
期待運用収益	62百万円	65百万円
数理計算上の差異の発生額	86百万円	120百万円
事業主からの拠出額	330百万円	353百万円
退職給付の支払額	93百万円	97百万円
年金資産の期末残高	3,908百万円	4,109百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	942百万円	419百万円
退職給付費用	92百万円	62百万円
退職給付の支払額	28百万円	0百万円
制度への拠出額	24百万円	19百万円
その他	563百万円	-
退職給付に係る負債の期末残高	419百万円	462百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,835百万円	7,231百万円
年金資産	3,908百万円	4,109百万円
	2,927百万円	3,122百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,708百万円	2,813百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,635百万円	5,935百万円
退職給付に係る負債	5,635百万円	5,935百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,635百万円	5,935百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	742百万円	773百万円
利息費用	53百万円	55百万円
期待運用収益	62百万円	65百万円
数理計算上の差異の費用処理額	294百万円	181百万円
過去勤務費用の費用処理額	12百万円	12百万円
簡便法で計算した退職給付費用	92百万円	62百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,131百万円	1,018百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	12百万円	12百万円
数理計算上の差異	269百万円	203百万円
合計	281百万円	215百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	62百万円	50百万円
未認識数理計算上の差異	763百万円	560百万円
合計	825百万円	610百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	30%	31%
株式	5%	4%
一般勘定	58%	58%
その他	7%	7%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	1.6%	1.6%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	25百万円	15百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 89,000株	普通株式 93,000株	普通株式 75,000株
付与日	2009年1月21日	2010年1月21日	2011年1月21日
権利確定条件	付与日(2009年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2010年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2011年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2008年4月1日～ 2009年3月31日	2009年4月1日～ 2010年3月31日	2010年4月1日～ 2011年3月31日
権利行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	2010年1月22日～ 2040年1月21日	2011年1月22日～ 2041年1月21日
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3
ストック・オプションの数(注)	普通株式 75,000株	普通株式 90,000株	普通株式 69,000株
付与日	2012年1月23日	2013年1月23日	2014年3月10日
権利確定条件	付与日(2012年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2013年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2014年3月10日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2011年4月1日～ 2012年3月31日	2012年4月1日～ 2013年3月31日	2013年4月1日～ 2014年3月31日
権利行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	2013年1月24日～ 2043年1月23日	2014年3月11日～ 2044年3月10日

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4
ストック・オプションの数(注)	普通株式 59,000株	普通株式 62,000株	普通株式 63,500株
付与日	2015年1月30日	2016年1月28日	2017年1月30日
権利確定条件	付与日(2015年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2016年1月28日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2017年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2014年4月1日～ 2015年3月31日	2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日
権利行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	2016年1月29日～ 2046年1月28日	2017年1月31日～ 2047年1月30日
	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 65,500株	普通株式 62,700株	普通株式 77,500株
付与日	2018年1月24日	2019年2月1日	2020年2月3日
権利確定条件	付与日(2018年1月24日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2019年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2020年2月3日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日
権利行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	2019年2月2日～ 2049年2月1日	2020年2月4日～ 2050年2月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	43,000	43,000	43,500	43,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	43,000	43,000	43,500	43,500
	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	52,000	36,000	37,000	47,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	500
失効	-	-	-	-
未行使残	52,000	36,000	37,000	46,500
	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	77,500
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	77,500
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	50,500	52,500	62,700	-
権利確定	-	-	-	77,500
権利行使	1,000	1,000	1,000	-
失効	-	-	-	-
未行使残	49,500	51,500	61,700	77,500

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(円)	225.21	429.63	320.54	217.36
	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	382
公正な評価単価(円)	266.54	907.59	1,034.61	664.76
	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	382	382	382	-
公正な評価単価(円)	688.69	693.60	397.64	196.55

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積り方法

株価変動性 43.22%

2016年2月4日～2020年2月3日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

無リスク利子率 0.176%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
工事損失引当金	4,179百万円	3,194百万円
保証工事引当金	538百万円	156百万円
未払事業税	70百万円	136百万円
未払費用	239百万円	305百万円
税務上の欠損金	7,215百万円	13,989百万円
退職給付に係る負債	1,680百万円	1,520百万円
固定資産評価損	196百万円	196百万円
減価償却超過額	324百万円	314百万円
投資有価証券評価損	392百万円	612百万円
役員退職慰労引当金	28百万円	26百万円
長期未払金	176百万円	176百万円
資産除去債務	297百万円	277百万円
その他	1,544百万円	1,292百万円
繰延税金資産 小計	16,878百万円	22,193百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	7,215百万円	13,989百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	9,472百万円	8,011百万円
評価性引当額 小計(注1)	16,687百万円	22,000百万円
繰延税金資産 合計	191百万円	193百万円
<b>繰延税金負債</b>		
繰延ヘッジ損益	2百万円	1百万円
特別償却準備金	104百万円	75百万円
固定資産圧縮積立金	213百万円	210百万円
その他有価証券評価差額金	512百万円	249百万円
資産除去債務	62百万円	48百万円
その他	443百万円	444百万円
繰延税金負債 合計	1,336百万円	1,027百万円
繰延税金負債の純額	1,145百万円	834百万円

(注) 1 評価性引当額が5,313百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金を追加的に認識したものであります。

2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	1	682	564	5,968	7,215
評価性引当額	-	-	1	682	564	5,968	7,215
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	678	564	27	12,720	13,989
評価性引当額	-	-	678	564	27	12,720	13,989
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%	-
評価性引当額の増減	0.1%	-
住民税均等割	3.3%	-
海外子会社の実効税率差異	4.1%	-
海外子会社の留保利益	6.9%	-
その他	1.3%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.0%	-

(注)当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は主として2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	999百万円	991百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	57百万円
見積りの変更による増減額(は減少)	3百万円	131百万円
時の経過による調整額	11百万円	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	-	18百万円
その他増減額(は減少)	22百万円	7百万円
期末残高	991百万円	917百万円

### (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

#### (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物及び機械の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としており、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業部及び中核子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」及び「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

#### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「新造船事業」は、各種船舶の製造販売をしております。「修繕船事業」は、佐世保重工業株式会社及び函館どつく株式会社が営んでいる事業で各種船舶の修繕及び解体をしております。「鉄構・機械事業」は、主に当社において鉄鋼構造物の製造販売、佐世保重工業株式会社においてクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。

「その他事業」は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

#### (3) 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「機械事業」につきまして、オリメック株式会社における産業機械事業及び佐世保重工業株式会社における船用機械事業を対象としておりましたが、2018年10月1日付でオリメック株式会社の全株式を譲渡し、前第3四半期連結会計期間より同社を連結の範囲から除外しております。このような事業展開の変化に伴い、事業内容の類似性および関連性の観点から報告セグメント区分の見直しを行い、佐世保重工業株式会社における船用機械事業を当連結会計年度より従来の「鉄構陸機事業」と統合し、セグメントの名称を「鉄構・機械事業」に変更しております。これにより報告セグメントを従来の「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」及び「その他事業」から、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」及び「その他事業」の区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載しております。

### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額(注) 2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	95,537	12,530	11,868	4,654	124,589	-	124,589
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	1,375	1,375	1,375	-
計	95,537	12,530	11,868	6,029	125,964	1,375	124,589
セグメント利益又は セグメント損失( )	4,273	551	1,113	676	1,933	2,181	4,114
セグメント資産	125,354	17,317	8,636	10,132	161,439	13,378	174,817
その他の項目							
減価償却費	2,234	826	374	173	3,607	443	4,050
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加 額	2,281	937	263	228	3,709	354	4,063

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 2,181百万円には、セグメント間取引消去 63百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,118百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額13,378百万円には、セグメント間取引消去 40,768百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産54,146百万円が含まれております。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額(注) 2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	90,174	10,142	6,476	5,095	111,887	-	111,887
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	1,710	1,710	1,710	-
計	90,174	10,142	6,476	6,805	113,597	1,710	111,887
セグメント利益又は セグメント損失( )	15,617	359	582	1,284	13,392	2,630	16,022
セグメント資産	92,103	12,576	9,420	12,543	126,642	11,480	138,122
その他の項目							
減価償却費	2,272	781	239	221	3,513	416	3,929
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加 額	2,367	225	75	3,347	6,014	261	6,275

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 2,630百万円には、セグメント間取引消去 78百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,552百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額11,480百万円には、セグメント間取引消去 33,697百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産45,177百万円が含まれております。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	パナマ	その他	合計
26,060	51,083	47,446	124,589

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	パナマ	リベリア	マーシャル諸島	香港	その他	合計
28,005	25,912	17,140	14,008	13,872	12,950	111,887

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
飯野海運株式会社	11,958	新造船事業

(注) 工事進行基準を適用しているため、当該売上高は当期における工事進捗に相当する金額であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他		
減損損失	-	-	-	6	13	19

(注) 「調整額」の金額は報告セグメントに帰属しない遊休資産に係るものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他		
減損損失	-	-	-	6	67	73

(注) 「調整額」の金額は報告セグメントに帰属しない遊休資産に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	1,077円93銭	804円74銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	74,965	56,048
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	517	466
(うち新株予約権) (百万円)	264	277
(うち非支配株主持分) (百万円)	253	189
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	74,448	55,582
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	69,066	69,068

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	8円99銭	261円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( ) (百万円)	621	18,030
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( ) (百万円)	621	18,030
普通株式の期中平均株式数 (千株)	69,055	69,069
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8円93銭	-
(算定上の基礎)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定 に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 (千株)	468	-
普通株式増加数 (千株)	468	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要 (千株)		-

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,250	1,351	1.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,331	3,266	1.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	140	120	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	12,993	11,472	1.5	2021年4月15日～ 2028年3月10日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	220	162	-	2021年4月30日～ 2027年1月31日
その他有利子負債	3,101	2,804	1.3	-
合計	22,035	19,175	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,148	2,993	1,441	585
リース債務	73	45	28	15

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 自2019年4月1日 至2019年6月30日	第2四半期 連結累計期間 自2019年4月1日 至2019年9月30日	第3四半期 連結累計期間 自2019年4月1日 至2019年12月31日	第121期 連結会計年度 自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (百万円)	30,047	56,656	83,966	111,887
税金等調整前四半期 (当期)純損失( ) (百万円)	6,341	10,791	13,729	17,958
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( ) (百万円)	6,298	10,769	13,811	18,030
1株当たり四半期(当期) 純損失( ) (円)	91.19	155.92	199.96	261.05

	第1四半期 連結会計期間 自2019年4月1日 至2019年6月30日	第2四半期 連結会計期間 自2019年7月1日 至2019年9月30日	第3四半期 連結会計期間 自2019年10月1日 至2019年12月31日	第4四半期 連結会計期間 自2020年1月1日 至2020年3月31日
1株当たり 四半期純損失( ) (円)	91.19	64.74	44.04	61.09



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	46,849	35,048
受取手形	-	85
売掛金	2 37,955	2 25,219
仕掛品	988	1,564
原材料及び貯蔵品	691	409
前渡金	8,443	6,014
前払費用	98	127
未収収益	2 34	2 5
短期貸付金	2 3,505	2 2,000
未収入金	2 1,271	2 955
未収消費税等	2,251	2,141
その他	71	22
貸倒引当金	43	29
流動資産合計	102,113	73,560
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	5,402	5,249
構築物	2,029	1,913
ドック船台	300	285
機械及び装置	2,095	2,470
船舶	0	0
車両運搬具	225	391
工具、器具及び備品	400	351
土地	3,819	3,819
リース資産	90	104
有形固定資産合計	1 14,360	1 14,582
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	362	329
無形固定資産合計	362	329
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,497	3,970
関係会社株式	12,988	7,785
長期貸付金	-	2 585
長期前払費用	0	10
その他	422	426
貸倒引当金	2	3
投資その他の資産合計	18,905	12,773
固定資産合計	33,627	27,684
資産合計	135,740	101,244

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	2, 3 525	2 418
電子記録債務	2, 3 4,101	2 3,001
買掛金	2 23,933	2 17,790
短期借入金	1 1,769	1 1,494
リース債務	43	47
未払金	2 1,258	2 1,460
未払費用	2 1,551	2 1,152
未払法人税等	185	339
前受金	16,106	11,606
預り金	216	150
保証工事引当金	1,700	520
工事損失引当金	7,078	5,857
その他	20	15
流動負債合計	58,485	43,849
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 2,944	1 2,050
リース債務	58	70
繰延税金負債	667	383
退職給付引当金	1,246	1,447
資産除去債務	725	737
その他	533	546
固定負債合計	6,173	5,233
<b>負債合計</b>	<b>64,658</b>	<b>49,082</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	8,135	8,135
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	33,865	33,865
その他資本剰余金	0	-
資本剰余金合計	33,865	33,865
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	247	247
<b>その他利益剰余金</b>		
配当準備積立金	122	122
特別償却準備金	238	172
固定資産圧縮積立金	73	67
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	25,688	7,271
利益剰余金合計	28,368	9,879
自己株式	14	12
株主資本合計	70,354	51,867
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	485	33
繰延ヘッジ損益	21	15
評価・換算差額等合計	464	18
新株予約権	264	277
<b>純資産合計</b>	<b>71,082</b>	<b>52,162</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>135,740</b>	<b>101,244</b>

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1 100,680	1 96,092
売上原価	1 99,067	1 101,124
売上総利益又は売上総損失 ( )	1,613	5,032
販売費及び一般管理費	2 3,277	2 3,704
営業損失 ( )	1,664	8,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 679	1 397
為替差益	58	-
その他	71	29
営業外収益合計	808	426
営業外費用		
支払利息	110	71
支払手数料	25	36
固定資産除売却損	64	66
為替差損	-	96
その他	47	39
営業外費用合計	246	308
経常損失 ( )	1,102	8,618
特別利益		
契約解約益	-	3 4
関係会社株式売却益	4 9,692	-
特別利益合計	9,692	4
特別損失		
関係会社株式評価損	5 14,660	5 8,205
投資有価証券評価損	6 478	6 1,012
特別損失合計	15,138	9,217
税引前当期純損失 ( )	6,548	17,831
法人税、住民税及び事業税	74	12
法人税等調整額	45	45
法人税等合計	29	33
当期純損失 ( )	6,577	17,798

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 直接材料費		40,485	40.9	38,245	37.8
2 直接経費		47,832	48.3	49,539	49.0
3 用役費		2,697	2.7	2,456	2.4
4 加工費		13,289	13.4	13,122	13.0
5 原価差額		225	0.2	163	0.2
6 保証工事引当金繰入額( は戻入額)		1,088	1.1	1,180	1.2
7 工事損失引当金繰入額( は戻入額)		4,373	4.4	1,221	1.2
売上原価合計		99,067	100.0	101,124	100.0

原価計算の方法

当社の実施している原価計算は個別原価計算を主とし、設計部門等一部については総合原価計算を採用しております。原価は実際原価を原則としており、労務費・間接費・用役費等は予定率をもって工事に賦課、または配賦し、実際原価との差額は原価差額の調整を行いますが、総製造費用の100分の1に相当する金額以内である場合は、売上原価に直課しております。

加工費には、工事に賦課する直接労務費と直接作業時間を基準として予定率をもって配賦する間接費が含まれております。このうち直接労務費の割合は第120期54%、第121期54%であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						配当準備積立金	特別償却準備金
当期首残高	8,112	33,842	0	33,842	247	122	306
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	23	23		23			
剰余金の配当							
特別償却準備金の取崩							69
特別償却準備金の積立							1
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純損失( )							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	23	23	0	23	-	-	68
当期末残高	8,135	33,865	0	33,865	247	122	238

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	80	2,000	32,880	35,635	14	77,575
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						46
剰余金の配当			690	690		690
特別償却準備金の取崩			69	-		-
特別償却準備金の積立			1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	7		7	-		-
当期純損失( )			6,577	6,577		6,577
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	7	-	7,192	7,267	0	7,221
当期末残高	73	2,000	25,688	28,368	14	70,354

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,223	103	1,326	285	79,186
当期変動額					
新株の発行（新株予約権 の行使）					46
剰余金の配当					690
特別償却準備金の取崩					-
特別償却準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純損失（ ）					6,577
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	738	124	862	21	883
当期変動額合計	738	124	862	21	8,104
当期末残高	485	21	464	264	71,082

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						配当準備積立金	特別償却準備金
当期首残高	8,135	33,865	0	33,865	247	122	238
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							
剰余金の配当							
特別償却準備金の取崩							67
特別償却準備金の積立							1
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純損失( )							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	66
当期末残高	8,135	33,865	-	33,865	247	122	172

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	73	2,000	25,688	28,368	14	70,354
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						-
剰余金の配当			691	691		691
特別償却準備金の取崩			67	-		-
特別償却準備金の積立			1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	6		6	-		-
当期純損失( )			17,798	17,798		17,798
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分			0	0	2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	6	-	18,417	18,489	2	18,487
当期末残高	67	2,000	7,271	9,879	12	51,867

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	485	21	464	264	71,082
当期変動額					
新株の発行（新株予約権 の行使）					-
剰余金の配当					691
特別償却準備金の取崩					-
特別償却準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純損失（ ）					17,798
自己株式の取得					0
自己株式の処分				2	0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	452	6	446	15	431
当期変動額合計	452	6	446	13	18,920
当期末残高	33	15	18	277	52,162



【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

[時価のあるもの]

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 仕掛品

個別法

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

機械及び装置 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

## 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

### (3) 工事損失引当金

当期末手持受注工事のうち損失が現実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## 7 収益及び費用の計上基準

### 完成工事高の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 8 ヘッジ会計の方法

### (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### (ア)ヘッジ手段

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

#### (イ)ヘッジ対象

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(5) その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部で行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、固定資産の減損会計の将来キャッシュ・フローの見積りについて、新型コロナウイルス感染拡大の船価への影響が一定期間続くものと仮定し見積った結果、減損損失の認識には至っておりません。

しかしながら、この船価見積りの仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染拡大の影響が今後長期化した場合や深刻化した場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

工場財団

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産		
建物	325百万円	300百万円
構築物	246百万円	230百万円
ドック船台	262百万円	249百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	3,545百万円	3,545百万円
計	4,378百万円	4,324百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	3,912百万円	2,870百万円

(2) 関係会社に対する資産・負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	4,657百万円	8,424百万円
長期金銭債権	-	585百万円
短期金銭債務	15,853百万円	11,295百万円

(3) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
支払手形	61百万円	-
電子記録債務	580百万円	-

(4) 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
函館どつく(株)	1,221百万円	1,101百万円
ゴールデンバード SHIPPING 社	1,263百万円	1,124百万円
グリーンアイランドマリタイム社	1,437百万円	1,246百万円
ブルーオーシャンナビゲーション社	-	1,364百万円
計	3,921百万円	4,835百万円

(損益計算書関係)

(1) 関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	614百万円	8,135百万円
仕入高	41,340百万円	43,385百万円
営業取引以外の取引高	1,214百万円	1,265百万円

(2) 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	967百万円	1,033百万円
福利厚生費	334百万円	373百万円
減価償却費	152百万円	151百万円
研究開発費	335百万円	334百万円
おおよその割合		
販売費	36%	31%
一般管理費	64%	69%

(3) 契約解約益

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったため、4百万円を契約解約益として計上しております。

(4) 関係会社株式売却益

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2018年10月1日に連結子会社でありましたオリイメック株式会社の発行済株式の100%を譲渡したことです。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

(6) 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,745百万円、関連会社株式40百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式12,948百万円、関連会社株式40百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
工事損失引当金	2,156百万円	1,784百万円
保証工事引当金	518百万円	158百万円
未払事業税	50百万円	103百万円
投資有価証券評価損	172百万円	172百万円
関係会社株式評価損	4,538百万円	7,037百万円
退職給付引当金	380百万円	441百万円
未払役員退職慰労金	176百万円	176百万円
税務上の欠損金	988百万円	4,493百万円
その他	869百万円	845百万円
繰延税金資産 小計	9,847百万円	15,209百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	988百万円	4,493百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	8,859百万円	10,716百万円
評価性引当額 小計 (注)1	9,847百万円	15,209百万円
繰延税金資産 合計	-	-
<b>繰延税金負債</b>		
特別償却準備金	104百万円	75百万円
固定資産圧縮積立金	32百万円	29百万円
其他有価証券評価差額金	472百万円	233百万円
資産除去債務	59百万円	46百万円
繰延税金負債 合計	667百万円	383百万円
繰延税金負債の純額	667百万円	383百万円

(注)1 評価性引当額が5,362百万円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	988	988
評価性引当額	-	-	-	-	-	988	988
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	4,493	4,493
評価性引当額	-	-	-	-	-	4,493	4,493
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	5,402	187	5	335	5,249	9,509
	構築物	2,029	64	1	179	1,913	7,901
	ドック船台	300	-	-	15	285	1,713
	機械及び装置	2,095	957	6	576	2,470	21,873
	船舶	0	-	-	-	0	4
	車両運搬具	225	246	0	80	391	1,426
	工具、器具 及び備品	400	81	1	129	351	4,727
	土地	3,819	-	-	-	3,819	-
	リース資産	90	59	-	45	104	163
	建設仮勘定	-	1,533	1,533	-	-	-
	計	14,360	3,127	1,546	1,359	14,582	47,316
無形固定 資産	ソフトウェア	362	75	-	108	329	
	計	362	75	-	108	329	

(注)機械及び装置の「当期増加額」のうち主たるものは、塗装工場除湿機324百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	45	32	45	32
保証工事引当金	1,700	124	1,304	520
工事損失引当金	7,078	5,857	7,078	5,857

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行(株) 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="https://www.namura.co.jp/">https://www.namura.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 2006年6月28日開催の第107回定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する定めを定款に追加いたしました。当該規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度(第120期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月24日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

事業年度(第120期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月24日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及びその確認書

第121期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月7日関東財務局長に提出

第121期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月5日関東財務局長に提出

第121期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月10日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2020年5月22日関東財務局長に提出



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社 名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社名村造船所の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社名村造船所が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社 名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。